

接続会計整理手順書

2023年度版

事業年度 自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日

東日本電信電話株式会社

目 次

第1章 接続会計の枠組み	1
1. 1 第一種指定電気通信設備接続会計の処理概要	2
1. 2 会計単位の設定	4
1. 3 管理部門の区分	4
1. 4 勘定科目の設定	5
1. 5 活動の設定	9
1. 6 活動支援の設定	19
1. 7 設備区分の設定	22
第2章 接続会計整理手順	49
2. 1 会計決算データ等の入手	50
2. 2 活動及び活動支援への帰属	51
2. 3 活動支援の活動への帰属	76
2. 4 支援設備の活動への帰属	80
2. 5 試験研究の活動への帰属	82
2. 6 全般管理（共通）の活動への帰属	84
2. 7 全般管理（管理）の活動への帰属	87
2. 8 主要設備の設備区分への帰属	90
2. 9 設備への帰属の明確な営業費・運用費の設備区分への帰属	97
2. 10 光信号中継伝送機能の再計算	98
2. 11 社内取引	102
2. 12 収支の整理	103
2. 13 配賦フロー	104
添付資料	105
Ⅰ. 電気通信事業法関連（抜粋）	106
Ⅱ. 第一種指定電気通信設備接続会計規則	110
Ⅲ. 第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について	138

第 1 章 接続会計の枠組み

1. 1 第一種指定電気通信設備接続会計の処理概要

第一種指定電気通信設備接続会計（以下「接続会計」という。）は、大きく以下の2つの処理を行っている。

第1の処理は、電気通信事業会計規則（昭和60年4月1日郵政省令第26号。以下「会計規則」という。）に従って処理された当該年度の電気通信事業会計決算データを基として、一旦これを活動等にプールしたのち、必要となる区分へ直課または可能な限り因果性を考慮した基準（以下「帰属基準」という。）に従い合理的に帰属させた上で集計を行うことにより、接続料算定の基礎となるアンバンドル（設備区分）毎に費用及び資産を整理しているものである。

第2の処理は、第一種指定電気通信設備を管理運営する「第一種指定設備管理部門」とその設備を利用してユーザにサービス提供を行う「第一種指定設備利用部門」に区分した会計単位間において、他事業者と同一の条件の社内取引により振替を行うことによって接続に関する収支を算定しているものである。

以上について本書は説明しており、図示すれば図1. 1のとおりである。

上記の処理において費用、収益及び資産を帰属させる基準には「直課」、「活動基準帰属」、「配賦」の3通りの方法がある。

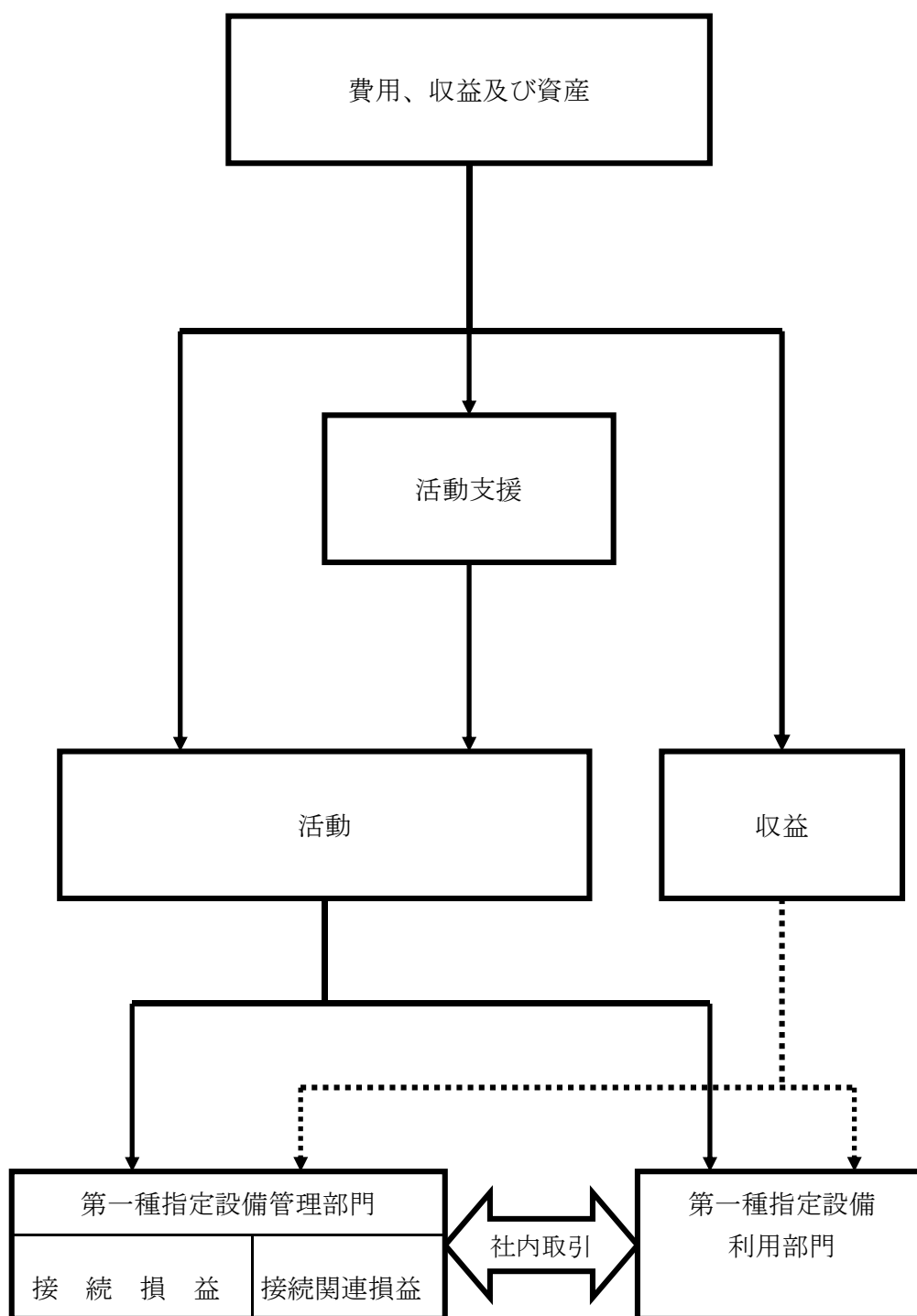


図 1. 1

1. 2 会計単位の設定

接続会計においては、第一種指定電気通信設備を有する電気通信事業者が、接続に必要な第一種指定電気通信設備に関わる会計を整理し接続料の原価の基とするため、その会計に「第一種指定設備管理部門」と、その設備を利用してユーザへサービス提供を行う「第一種指定設備利用部門」の2つの会計単位を設定した上で、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門及び他事業者との間の接続料について同一水準での取引を実施している。

なお、接続会計の整理を行う過程では、最終的にこれら2つの会計単位に帰属する費用及び資産を、その計算過程において一時集計する補助部門を設定している。

各部門の定義については、以下のとおりである。

(1) 第一種指定設備管理部門（以下「管理部門」という。）

第一種指定電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去その他これに付随する活動をいう。）に必要な費用及び資産並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定する会計単位。

(2) 第一種指定設備利用部門（以下「利用部門」という。）

電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第一種指定電気通信設備及びその管理運営に関わるものを除く。）に必要な費用及び資産並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定する会計単位。

(3) 補助部門

・ 支援設備

第一種指定電気通信設備が有する機能を支援するために使用される、電力設備、総合監視設備、試験受付設備等に関連する費用及び資産を整理する補助部門。

・ 全般管理

支店等における共通的な作業及び本社等管理部門における活動に関連する費用及び資産を整理する補助部門。

1. 3 管理部門の区分

接続会計においては網使用料以外に接続装置使用料及び網改造費に関わる収支も対象としており、これらについては接続関連として区分することとされている。このため管理部門の収支は、網使用料を整理する「接続損益の部」と接続関連を整理する「接続関連損益の部」とに区分されている。

1. 4 勘定科目の設定

接続会計における適正な会計処理を確保するため、管理部門、利用部門並びに補助部門の各々に、「科目」、「款」、「項」、「目」といった階層的な勘定科目が規定されている。勘定科目のうち「科目」、「款」及び「項」については、第一種指定電気通信設備を有し接続会計を行う事業者に共通的に適用されるべく、「第一種指定電気通信設備接続会計規則」（平成9年12月19日郵政省令第91号。以下「接続会計規則」という。）で規定されており、「目」については当該事業者の経理に固有の標記、分類に対応が可能となるよう、別に定められることとなっている。当社については「第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（要請）」（令和5年12月27日総基料第243号。以下「取扱要領」という。）において規定されている。

2023年度における勘定科目表については、本章の終わりに記載している。

なお、勘定科目の体系等については、以下のとおりである。

1. 4. 1 資産科目

（1）有形固定資産

管理部門、利用部門、支援設備及び全般管理に区分し、管理部門については、接続の分界点として技術的に明確に区分することが可能な網構成設備に着目してアンバンドルされた区分を基とした設備区分に従って項を設定している。

また、上記の電気通信設備を管理運営するために必要な「建物」、「土地」、「構築物」及びこれに必要な「機械及び装置」、「車両及び船舶」等を会計規則の区分に従って設定している。

利用部門については、会計規則の区分に従って設定している。

なお、支援設備は第一種指定電気通信設備とそれ以外の指定外の電気通信設備との間で共通的に使用される「電力設備」、「総合監視設備」等を項として設定している。

（2）無形固定資産

管理部門と利用部門の双方に関して、会計規則に従って項を設定している。

（3）投資その他の資産

無形固定資産の扱いと同様としている。

1. 4. 2 営業費用科目

(1) 営業費

款により管理部門、利用部門に区分し、管理部門については「営業費は接続に関連がないため原則的に接続料原価から除外される」との観点から取り扱われ、例外として取り扱う費用については、第一種指定電気通信設備の管理運営に必要であるという点が明確となるような名称を付した項を設定している。

(2) 運用費

款により管理部門、利用部門に区分し、管理部門については「番号案内」を項として設定している。

(3) 施設保全費

款により管理部門、利用部門に区分し、有形固定資産の項の区分に従って「設備保守」及び「ソフト作成・使用料」の項を設定している。

(4) 共通費

補助部門であり、「資材」、「研修」、「医療」及び「一般共通」の項を設定している。

(5) 管理費

共通費と同様に補助部門であり、「ネットワーク関連部門」、「サービス関連部門」及び「一般管理部門」の項を設定している。

(6) 試験研究費

第一種指定電気通信設備の管理運営に必要であることが明確に示されたもののみが接続料の原価に算入されるとの観点から、「インフラ系応用技術」、「インフラ系基礎技術」を管理部門及び利用部門の双方に規定し、更に利用部門には「ユーザ系応用技術」、「ユーザ系基礎技術」、「宅内系応用技術」及び「純粋基礎技術」を設定している。

なお、インフラ系研究（応用、基礎）、ユーザ系研究（応用、基礎）及び純粋基礎研究の区分については、以下の基準に基づき判別を行っている。

○インフラ系（応用）

ネットワーク側を構成する装置・システムに関わる研究開発であり、研究成果の適用される対象設備範囲が下記の特定の区分に対応するものである。

- ・アクセス

アクセス網に関わる試験研究に必要な費用

- ・ノードシステム

交換設備に関わる試験研究に必要な費用

- ・リンクシステム
伝送設備に関わる試験研究に必要な費用
- ・無線システム
無線設備に関わる試験研究に必要な費用
- ・オペレーションシステム
インフラ系通信網の監視、保守、運用の向上に関わる試験研究に必要な費用
- ・通信網構成
通信網アーキテクチャ、構成法等に関わる試験研究に必要な費用
- ・線路土木
線路・土木設備等に関わる試験研究に必要な費用
- ・通信用建物
通信用建築に関わる試験研究に必要な費用
- ・通信用電力装置
通信用電力装置に関わる試験研究に必要な費用

○インフラ系（基礎）

インフラ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術の研究であり、インフラ系の応用研究に幅広く適用できるもの。

○ユーザ系（応用）

ユーザ向けネットワークサービス、情報サービス・システムに関わる研究開発であり、研究成果の具体的な適用先のサービスないしニーズが明確なもの。

○ユーザ系（基礎）

ユーザ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術の研究であり、ユーザ系の応用研究に幅広く適用できるもの。

○純粋基礎

将来の情報通信を目指し、革新的通信技術の可能性を追求する基礎研究。

（７）減価償却費

減価償却費は款により管理部門、利用部門に区分し、有形固定資産の項の区分に従って設定している。

（８）固定資産除却費

減価償却費の扱いと同様としている。

（９）通信設備使用料

款により管理部門、利用部門に区分し、利用する設備の種類を有形固定資産の項の

区分に従って設定している。

(10) 租税公課

「国税」、「地方税」、「道路占用料」を項として設定している。

(11) 振替網使用料

管理部門と利用部門との間で取引される振替額について接続形態に準じた項を設定している。

1. 4. 3 収益科目

(1) 受取網使用料

他事業者からの網使用料収入について事業者の接続形態に応じた項を設定している。

(2) 振替網使用料

管理部門と利用部門との間で取引される振替額について接続形態に準じた項を設定している。

(3) 接続装置使用料

他事業者からの接続装置使用料収入について装置の種別毎に項を設定している。

(4) 網改造料

他事業者からの網改造料収入について改造対象設備の種別毎に項を設定している。

(5) 役務収入

役務収入（款）のみを設定している。

1. 5 活動の設定

管理部門及び利用部門へ費用及び資産を整理するため、事業活動及び資産の区分に対応した集計計算単位として「活動」を設定している。

具体的には、加入者交換機、伝送機械設備、市外線路設備等の物理的に管理可能な電気通信設備の資産区分としての「主要設備」、これをサポートする「支援設備」のほか、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」、「試験研究」、「全般管理（共通・管理）」の活動を設定している。

1. 5. 1 主要設備の設定

主要設備は、当社の電気通信ネットワークを構成している設備について物理的に管理可能な区分により設定している。

以下に一覧を示す。

- ・ 端末系伝送路（メタル）

加入者側終端装置～主配線盤の間に設置するメタル線路設備（地中設備を除く。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 端末系伝送路（光）

加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する光ファイバ線路設備（地中設備を除く。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 端末系伝送路（共通）

加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する電柱等の設備（地中設備を除く。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 主配線盤（MDF）

交換局において加入者回線（メタル）等を収容する主配線盤及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 主配線盤（FTM）

交換局において加入者回線（光ファイバ）等を収容する主配線盤及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路
主配線盤と端末系交換設備、専用加入者線装置モジュール等のノード設備との間に設置する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 端末系交換設備（音声）
音声伝送サービスの加入者線等を收容する交換機等の設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 音声利用 I P 通信網設備
音声利用 I P 通信網設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 端末系交換設備（データ）
データ伝送サービスの加入者線等を收容する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 遠隔加入者線多重伝送装置
音声伝送サービスの加入者線等を遠隔で効率的に收容し交換局へ伝送する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 伝送機械設備
交換局に設置する伝送設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 無線機械設備
交換局に設置する無線設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 中継線路設備
交換局間（同一単位料金区域内に限る。）に設置する線路設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 市外線路設備
交換局間に設置する線路設備（中継線路設備を除く。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 地中設備
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する地中設備並びに交換局間に設置する地中設備及びその管理運営に必要な費用及び資産（建設負担金を含む。）を集計する

活動区分。

- ・通信衛星設備

通信衛星に関わる設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・中継系交換設備（音声）

音声伝送サービスの交換設備間の中継を行う交換設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・中継系交換設備（データ）

データ伝送サービスの設備間の中継を行う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・NGNノード設備

NGNノード設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・信号網設備

電気通信サービスの制御を行うための信号を扱う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・番号案内設備（交換機）

番号案内を扱う交換設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・番号案内設備（ANGELセンタ）

番号案内用データベース設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・番号案内設備（案内台）

番号案内を扱う案内台設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・サービス制御設備

契約者情報の転送等を行うサービス制御設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・専用加入者線装置モジュール

専用サービスの加入者線等を収容する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産

産を集計する活動区分。

- ・ 専用線ノード装置

専用回線の編集、方路設定等を行う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 公衆電話設備

公衆電話機並びにこれに付随する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 端末設備

電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）または同一の建物内である設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 機械設備

上記以外の第一種指定電気通信設備に関わらない機械設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

1. 5. 2 支援設備の設定

支援設備は、主要設備を支援する設備または業務の区分を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・ 総合監視

電気通信ネットワークの総合監視を行う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 試験受付

ユーザからの故障申告及び話中調べに関する受付、故障確認等を行う試験受付業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 設備企画

設備に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・相互接続

他の電気通信事業者との接続に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・保全共通

設備保全業務に共通的に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・線路共通

線路設備に関わる共架料、補償料等の業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・車両維持

保全業務に関わる車両の維持に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・架台設備

二重床に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・電力設備

電力設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

1. 5. 3 設備への帰属の明確な営業費・運用費の設定

設備への帰属の明確な営業費・運用費は、回線データベース管理等の業務の区分を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・回線データベース管理

公衆網及びDSL等の回線データベース管理に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・専用線回線管理

専用線の回線管理等に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・番号案内

手動による番号案内等に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・貸倒損失

他事業者に関わる貸倒損失を集計する活動区分。

1. 5. 4 試験研究

試験研究は、接続に関わるインフラ系（基礎・応用）とそれ以外の純粹基礎、ユーザ系（基礎・応用）を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・アクセス

アクセス網に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ノードシステム

交換設備に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・リンクシステム

伝送設備に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・無線システム

無線設備に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・オペレーションシステム

通信網のオペレーションに関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・線路土木

線路設備及び土木設備に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・通信網構成

通信網のアーキテクチャ等に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・通信用建物

通信用建物に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・通信用電力装置

通信用電力装置に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ユーザ系

ユーザ向けネットワークサービス等に関わるユーザ系応用技術の研究開発に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・宅内

ユーザ側に設置される端末機器等に関わる研究開発に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・インフラ系基礎技術

インフラ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術に関わる研究開発に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ユーザ系基礎技術

ユーザ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術に関わる研究開発に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・純粋基礎技術

将来の情報通信を目指し、革新的通信技術の可能性を追求する基礎研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・試験研究共通

研究開発に共通の業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

1. 5. 5 全般管理（共通・管理）

（1）全般管理（共通）

全般管理（共通）は、支店等における総務等の共通的作業、研修、病院における業務の区分を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・ ユーザ資材
宅内用物品に関わる資材業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 通信網資材
通信網用物品に関わる資材業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 共通資材
宅内用及び通信網用以外の物品に関わる資材業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 保管
物品の保管に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 荷役
物品の荷役に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 輸配送
物品の輸配送に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 資材共通
資材業務に共通的に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 健康管理
健康管理所における業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 病院医療
病院における業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 研修
研修業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 総務
総務業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 厚生
厚生業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 人事

人事業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 事業企画

事業企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 経理

経理業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 物件貸付

物件貸付業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ その他共通

上記区分以外の第一種指定電気通信設備に関わらない業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

(2) 全般管理（管理）

全般管理（管理）は、本社等管理部門の業務の区分を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・ 設備企画

設備に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 電波企画

電波に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 相互接続

他の電気通信事業者との接続に関わる業務等に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 総務

総務業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 厚生

厚生業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 人事

人事業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・事業企画
事業企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・経理
経理業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・営業企画
顧客サービス統合システム等に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・料金企画
料金に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・公衆電話企画
公衆電話に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・情報案内企画
情報案内に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・国際標準化
国際標準化に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・物件貸付
物件貸付業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・その他管理
上記以外の第一種指定電気通信設備に関わらない業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

1. 5. 6 サービス活動の設定

以下に一覧を示す。

- ・サービス活動
販売活動等、第一種指定電気通信設備の管理・運営等に関わらない業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

1. 6 活動支援の設定

活動支援は、これまでに設定した活動に対し共通的に関わる建物等の区分を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・建物関連共通

建物、構築物、土地の維持、清掃、修繕等に関わる費用及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・通信用、事務用建物関連

通信用、事務用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・訓練用建物関連

訓練用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・医療用建物関連

医療用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・資材用建物関連

資材用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・厚生用建物関連

厚生用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・研究用建物関連

研究用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・器具備品

事務機器（机、書棚、パソコン）等の器具備品及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・ 訓練用機械及び装置
訓練用の機械、装置及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 電気通信用ソフトウェア（交換）
交換設備に関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 電気通信用ソフトウェア（伝送）
伝送設備に関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 電気通信用ソフトウェア（I P）
I P系設備に関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 電気通信用ソフトウェア（線路）
線路設備に関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 社内システム用ソフトウェア
社内システムに関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 無形固定資産（機械関連）
上記以外の機械設備等に関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 無形固定資産（その他）
ソフトウェア、橋梁添架権、共同溝利用権、ずい道利用権、道路利用権以外の無形固定資産及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 固定資産税
地方税法に基づき納付した固定資産税（償却資産に限る。）を集計する区分。
- ・ 事業税
地方税法に基づき納付した事業税を集計する区分。
- ・ 印紙税
印紙税法に基づき納付した印紙税を集計する区分。

- ・自動車税

自動車重量税法、地方税法に基づき納付した自動車に関わる税を集計する区分。

- ・道路港湾占用料

道路法に基づき納付した道路占用料、港湾法に基づき納付した港湾占用料、河川法に基づき納付した河川占用料及び地方自治法等に基づき納付した行政財産使用料を集計する区分。

- ・電波利用料

電波法に基づき納付した電波利用料を集計する区分。

- ・租税公課

上記以外の登録免許税、事業所税等の第一種指定電気通信設備に関わる税を集計する区分。

- ・その他租税公課

過怠税、延滞税等の第一種指定電気通信設備に関わらない税を集計する区分。

- ・網使用料（番号案内）

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用（他事業者発を含む。）に対して支払う網使用料（番号案内利用に限る。）を集計する区分。

- ・網使用料（共通）

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用（他事業者発を含む。）に対して支払う網使用料を集計する区分。

- ・網使用料（その他）

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用（他事業者発を含む。）に対して支払う網使用料（第一種指定電気通信設備に関わらないものに限る。）を集計する区分。

- ・設備使用料（交換設備）

他の電気通信事業者が所有する交換設備の利用に対して支払う設備使用料を集計する区分。

- ・設備使用料（伝送路設備）

他の電気通信事業者が所有する伝送路設備の利用に対して支払う設備使用料を集計する区分。

- ・設備使用料（電力設備）

他の電気通信事業者が所有する電力設備の利用に対して支払う設備使用料を集計する区分。

- ・設備使用料（その他の設備）

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用に対して支払う設備使用料（第一種指定電気通信設備に関わらないものに限る。）を集計する区分。

- ・網改造料

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用（他事業者発を含む。）に対して支払う網改造料を集計する区分。

- ・建設仮勘定

建設仮勘定を集計する区分。

- ・物件貸付関連

物件貸付関連の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

1. 7 設備区分の設定

第一種指定設備管理部門または第一種指定設備利用部門に帰属させた電気通信設備を接続会計規則別表第一勘定科目表資産の項に則り、階梯別または用途別に分けた会計単位の細区分を設備区分として設定している。

1. 7. 1 第一種指定設備管理部門

以下に一覧を示す。

（1）一般第一種指定設備

- ・一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）

一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・一般第一種指定中継ルータ
 一般第一種指定中継ルータ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・一般第一種指定県間中継ルータ
 一般第一種指定県間中継ルータ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・S I Pサーバ
 S I Pサーバ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・セッションボーダコントローラ
 セッションボーダコントローラ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・E N U Mサーバ
 E N U Mサーバ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・I P 電話用D N Sサーバ
 I P 電話用D N Sサーバ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ゲートウェイルータ
 ゲートウェイルータ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・メディアゲートウェイ
 メディアゲートウェイ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）
 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）
 網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・ 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）
網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
 - ・ 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
 - ・ 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
 - ・ ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
 - ・ 伝送路
伝送路及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
 - ・ 音声利用 I P 通信網設備
音声利用 I P 通信網設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- （２）特別第一種指定設備
- ・ 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する伝送路設備（電気信号の伝送に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
 - ・ 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）
交換局において加入者回線を収容する主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
 - ・ 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する伝送路設備（光信号の伝送に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
 - ・ 主配線盤（光信号の伝送に係るもの）
交換局において加入者回線を収容する主配線盤（光信号の伝送に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・ 公衆電話設備
公衆電話機及びこれに付随する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
音声伝送サービスの加入者線を収容する交換設備（当該設備と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
データ伝送サービスの加入者線を収容する設備（当該設備と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
音声伝送サービスの端末系交換設備間に設置する伝送路設備、端末系交換設備と中継系交換設備間に設置する伝送路設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
データ伝送サービスの端末系交換設備間に設置する伝送路設備、端末系交換設備と中継系交換設備間に設置する伝送路設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・ 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
音声伝送サービスの交換設備間の中継を行う交換設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
データ伝送サービスの設備間の中継を行う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）
中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 信号網設備
電気通信サービスの制御を行うための信号を扱う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 番号案内データベース及び番号案内設備
番号案内に用いる設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 専用加入者線装置モジュール
専用サービスの加入者線を収容する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの
専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 専用線ノード装置
専用回線の編集、方路設定等を行う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用加入者線装置モジュールと専用線ノード装置間に設置する伝送路設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
専用線ノード装置間に設置する伝送路設備、専用線ノード装置と相互接続点間に

設置する伝送路設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・折返し通信路設定に係るもの

折返し通信路設定に係る設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・ユニバーサルサービス制度に係る負担金

電気通信事業法第110条に基づき基礎的電気通信役務支援機関に負担金（以下、「ユニバーサルサービス制度に係る負担金」という。）として納付した費用（自己負担額を含む）を帰属する区分。

- ・東西交付金

日本電信電話株式会社等に関する法律附則第16条に基づき、総務省令で定める方法により算定し西日本電信電話株式会社に交付した費用（以下「東西交付金」という。）を帰属する区分。

- ・網改造料

事業者が個別に負担している網改造に関わる費用及び資産を帰属する区分。

- ・貸倒損失

他事業者に関わる貸倒損失を帰属する区分。

- ・第一種指定設備のうち光信号中継伝送機能に係るもの

第一種指定設備のうち光信号中継伝送機能に係る設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

1. 7. 2 第一種指定設備利用部門

以下に一覧を示す。

- ・指定外電気通信設備

第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・サービス活動

管理部門及び利用部門の上記以外の費用及び資産を帰属する区分。

定科目表
資 産

科目	款（原価部門）	項	目
1 電気通信事業 固定資産 (1) 有形固定 資産	第一種指定設備 管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定收容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般收容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものに限 る。)	
		一般第一種指定中継ルータ	
		一般第一種指定県間中継ル ータ	
		S I Pサーバ	
		セッションボードコントロ ーラ	
		E N U Mサーバ	
		I P 電話用D N Sサーバ	
		ゲートウェイルータ	
		メディアゲートウェイ	
		一般第一種指定收容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般收容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものを除 く。)	
		網終端装置(I P - V P Nサ ービスに係るもの)	
		網終端装置(インターネット 接続サービスに係るもの)	
		收容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータ を含む。)	
		中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータ を含む。)	
		ゲートウェイスイッチ(同等 の機能を有するルータを含 む。)	

科目	款（原価部門）	項	目
		伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		音声利用 I P 通信網設備	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 市内機械設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 市内機械設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	配線架 配線盤
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	光ファイバーケーブル その他の線路設備 地中設備
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	配線架 配線盤
		公衆電話設備	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	加入者系インタフェース装置 交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	伝送機械設備 市内機械設備
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	伝送機械設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	光ファイバークーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	光ファイバークーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）	光ファイバークーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	伝送機械設備
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	伝送機械設備

科目	款（原価部門）	項	目
		信号網設備	共通線信号交換装置 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		番号案内データベース及び番号案内設備	案内用交換装置 エンジェルセンタ設備 番号案内装置 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用加入者線装置モジュール	高速デジタル装置 低速専用線装置 加入者系インタフェース装置
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	加入者系インタフェース装置
		専用線ポート装置	高速デジタル装置 低速専用線装置
		専用加入者線装置モジュール～専用線ポート装置伝送路	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款（原価部門）	項	目
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		網改造料	交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		建物	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		土地	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
		建設仮勘定	

科目	款（原価部門）	項	目
	第一種指定設備 利用部門	機械設備	
		空中線設備	
		通信衛星設備	
		端末設備	
		市内線路設備	
		市外線路設備	
		土木設備	
		海底線設備	
		建物	
		土地	
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
		建設仮勘定	
	支援設備（補助 部門）	電力設備	
		監視設備	
		試験受付設備	
		架台設備	
		設備共通	
	全般管理（補助 部門）	共通部門設備	
		管理部門設備	
（２）無形固定資 産	第一種指定設備 管理部門	電気通信事業会計規則の科 目に従って整理	
	第一種指定設備 利用部門	同上	
（３）投資その他 の資産	第一種指定設備 管理部門	電気通信事業会計規則の科 目に従って整理	
	第一種指定設備 利用部門	同上	
２繰延資産	第一種指定設備 管理部門	電気通信事業会計規則の科 目に従って整理	
	第一種指定設備 利用部門	同上	

費 用

営業費用

科目	款（原価部門）	項	目
営業費	第一種指定設備 管理部門	接続管理	
		貸倒損失	
	第一種指定設備 利用部門	契約管理	
		料金収納	
		広報・広告	
		役務販売	
		貸倒損失	
運用費	第一種指定設備 管理部門	番号案内	番号案内データベース ホステル案内
	第一種指定設備 利用部門	電報運用	
施設保全費	第一種指定設備 管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定收容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般收容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものに限 る。)保守	
		一般第一種指定中継ルータ 保守	
		一般第一種指定県間中継ル ータ保守	
		S I Pサーバ保守	
		セッションボードコントロ ーラ保守	
		E N U Mサーバ保守	
		I P 電話用D N S サーバ保 守	
		ゲートウェイルータ保守	
		メディアゲートウェイ保守	
		一般第一種指定收容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般收容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものを除 く。)保守	
		網終端装置(I P - V P Nサ ービスに係るもの)保守	
		網終端装置(インターネット 接続サービスに係るもの)保 守	

科目	款（原価部門）	項	目
		収容イーサネットスイッチ （同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		中継イーサネットスイッチ （同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		伝送路保守	
		音声利用 I P 通信網設備保守	
		一般第一種指定収容ルータ （端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）ソフト作成・使用料	
		一般第一種指定中継ルータ ソフト作成・使用料	
		一般第一種指定県間中継ルータ ソフト作成・使用料	
		S I Pサーバソフト作成・使用料	
		セッションボーダコントローラソフト作成・使用料	
		E N U Mサーバソフト作成・使用料	
		I P 電話用 D N S サーバソフト作成・使用料	
		ゲートウェイルータソフト作成・使用料	
		メディアゲートウェイソフト作成・使用料	
		一般第一種指定収容ルータ （端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）ソフト作成・使用料	
		網終端装置（I P－V P N サービスに係るもの）ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		網終端装置(インターネット 接続サービスに係るもの) ソフト作成・使用料	
		収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータ を含む。)ソフト作成・使用 料	
		中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータ を含む。)ソフト作成・使用 料	
		ゲートウェイスイッチ（同 等の機能を有するルータを 含む。）ソフト作成・使用料	
		伝送路ソフト作成・使用料	
		音声利用 I P 通信網設備ソ フト作成・使用料	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路設備(電気信号 の伝送に係るもの)保守	
		主配線盤設備(電気信号の伝 送に係るもの)保守	
		端末系伝送路設備(光信号の 伝送に係るもの)保守	
		主配線盤設備(光信号の伝送 に係るもの)保守	
		公衆電話設備保守	
		端末系交換設備(主として音 声伝送役務の提供に用いら れるもの)保守	
		端末系交換設備(主としてデ ータ伝送役務の提供に用い られるもの)保守	
		端末系交換設備(主としてデ ータ伝送役務の提供に用い られるもののうち、ルーティ ング伝送機能に係るもの)保 守	
		端末系交換設備～端末系又 は中継系交換設備伝送路設 備(主として音声伝送役務の 提供に用いられるもの)保守	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）保守	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）保守	
		信号網設備保守	
		番号案内データベース及び番号案内設備保守	
		専用加入者線装置モジュール設備保守	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備保守	
		専用線ポート装置設備保守	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ポート装置伝送路設備保守	
		専用線ポート装置～専用線ポート装置伝送路又は相互接続点伝送路設備保守	
		網改造料設備保守	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		公衆電話設備ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）ソフト作成・使用料	
		信号網設備ソフト作成・使用料	
		番号案内データベース及び番号案内設備ソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュールソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備ソフト作成・使用料	
		専用線ノード装置ソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路ソフト作成・使用料	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路設備ソフト作成・使用料	
		網改造料設備ソフト作成・使用料	
		通信設備外ソフト作成・使用料	
	第一種指定設備 利用部門	機械設備保守	
		空中線設備保守	
		通信衛星設備保守	
		端末設備保守	
		市内線路設備保守	
		市外線路設備保守	

科目	款（原価部門）	項	目
		土木設備保守	
		海底線設備保守	
		通信機器保守	
		公衆網施設保守	
		機械設備ソフト作成・使用料	
		空中線設備ソフト作成・使用料	
		通信衛星設備ソフト作成・使用料	
		端末設備ソフト作成・使用料	
		市内線路設備ソフト作成・使用料	
		市外線路設備ソフト作成・使用料	
		土木設備ソフト作成・使用料	
		海底線設備ソフト作成・使用料	
		通信設備外ソフト作成・使用料	
	支援設備（補助部門）	電力設備	
		監視設備	
		試験受付	
		設備共通	設備共通 設備企画 車両
共通費	全般管理（補助部門）	資材	保管 荷役 輸配送 通信網資材 ユーザ資材 共通資材 資材共通
		研修	
		医療	
		一般共通	総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 サービス関連共通
管理費	全般管理（補助部門）	ネットワーク関連部門	設備企画 ネットワーク企画 電波企画 相互接続

科目	款（原価部門）	項	目
		サービス関連部門	
		一般管理部門	総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 国際
試験研究費及び 研究費償却	第一種指定設備 管理部門	インフラ系応用技術	アクセス ノード・システム リンク・システム 無線システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置
		インフラ系基礎技術	
	第一種指定設備 利用部門	インフラ系応用技術	ノード・システム リンク・システム 無線システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置
		インフラ系基礎技術	
		ユーザ系応用技術	
		ユーザ系基礎技術	
		宅内系応用技術	
		純粋基礎技術	
		1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定収容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般収容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものに限 る。)	
		一般第一種指定中継ルータ	
		一般第一種指定県間中継ル ータ	
減価償却費	第一種指定設備 管理部門	S I Pサーバ	
		セッションボーダコントロ ーラ	
		E N U Mサーバ	
		I P 電話用D N S サーバ	

科目	款（原価部門）	項	目
		ゲートウェイルータ	
		メディアゲートウェイ	
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）	
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）	
		収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		伝送路	
		音声利用 I P 通信網設備	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	
		公衆電話設備	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの)	
		中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
		中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
		中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)	
		信号網設備	
		番号案内データベース及び番号案内設備	
		専用加入者線装置モジュール	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	
		専用線ポート装置	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ポート装置伝送路	
		専用線ポート装置～専用線ポート装置伝送路又は相互接続点伝送路	

科目	款（原価部門）	項	目
		網改造料	
		建物	
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
	第一種指定設備 利用部門	機械設備	
		空中線設備	
		通信衛星設備	
		端末設備	
		市内線路設備	
		市外線路設備	
		土木設備	
		海底線設備	
		建物	
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
	支援設備（補助 部門）	電力設備	
		監視設備	
		試験受付	
		架台設備	
		設備共通	設備共通 設備企画 車両
	全般管理（補助 部門）	共通部門設備	
		管理部門設備	
固定資産除却費	【減価償却費に 倣う】	土地 以下減価償却費と同じ	
通信設備使用料	第一種指定設備 管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定收容ルータ （端末系ルータ交換機能及び 一般收容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものに限 る。）使用料	
		一般第一種指定中継ルータ 使用料	
		一般第一種指定県間中継ル ータ使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		S I Pサーバ使用料	
		セッションボードコントローラ使用料	
		E N U Mサーバ使用料	
		I P 電話用D N Sサーバ使用料	
		ゲートウェイルータ使用料	
		メディアゲートウェイ使用料	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）使用料	
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）使用料	
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）使用料	
		収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）使用料	
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）使用料	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）使用料	
		伝送路使用料	
		音声利用 I P 通信網設備使用料	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）使用料	
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）使用料	
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）使用料	
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）使用料	
		公衆電話設備使用料	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）使用料	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）使用料	
		信号網設備使用料	
		番号案内データベース及び番号案内設備使用料	
		専用加入者線装置モジュール使用料	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		専用線ノード装置使用料	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路使用料	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路使用料	
		網改造料設備使用料	
	第一種指定設備利用部門		
租税公課	第一種指定設備管理部門	国税	印紙税 登録免許税 自動車重量税 地価税
		地方税	事業税 不動産取得税 自動車税 固定資産税 事業所税 都市計画税
		道路占用料	
	第一種指定設備利用部門	国税	
		地方税	
		道路占用料	
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	県間伝送設備使用料	
	第一種指定設備利用部門	加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	

収 益
営業収益

科目	款（原価部門）	項	目
受取網使用料	第一種指定設備 管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末回線接続	
		端末系交換機接続	
		中継系交換機接続	
		信号網接続	
		番号案内接続	
		接続専用回線	
		接続データ伝送回線	
振替網使用料	第一種指定設備 管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	
	第一種指定設備 利用部門	県間伝送設備使用料	
接続装置使用料	第一種指定設備 管理部門		
網改造料	第一種指定設備 管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末系交換設備	
		中継系交換設備	
		伝送路設備	
役務収入	第一種指定設備 利用部門		

第 2 章 接続会計整理手順

2. 1 会計決算データ等の入手

接続会計における処理は、設備区分別の費用等の基となる会計決算データ、費用及び資産の帰属に用いる帰属基準データ入手から始まり、接続会計規則及び取扱要領の定めに基づき行っている。

具体的には以下のとおりである。

(1) 会計決算データ

接続会計に用いる会計決算データは、会計規則の定めに従って整理された電気通信事業の資産、費用及び収益であり、会計規則に定める勘定科目に従って当社が定める区分別に集計したデータを入手する。本データの減価償却費及び固定資産除却費は、当社の財産管理における最小単位の細分個々に割当計算をしている。

(2) 帰属基準データ

帰属基準データには、支出額比、取得固定資産価額比等の会計決算データより取得するものと、占有面積比、故障件数比等の個別の調査により取得するものの2種類を用いている。

なお、接続会計規則第6条に則り、光信号の伝送に係る費用及び資産を総務省令で定める区域毎に整理するためのデータを入手している。また、接続会計規則第12条に則り、上記の会計決算データ、帰属基準データ及び本書の手順に基づく処理における算定の記録を毎事業年度経過後5年間保存することとしている。

2. 2 活動及び活動支援への帰属

会計決算データの費用及び資産については、設定された活動及び活動支援へ帰属する。
なお、設定された活動及び活動支援のうち光信号の伝送に係る費用及び資産については、総務省令で定める区域ごとに整理するための帰属を行っている。

(注) 第2章中において必要な手順については同様

また、他事業者及びユーザが個別に負担している費用のうち、個別把握が困難なものは、収入相当額を費用とみなし控除している。

帰属について図示すると図2. 2のとおりである。

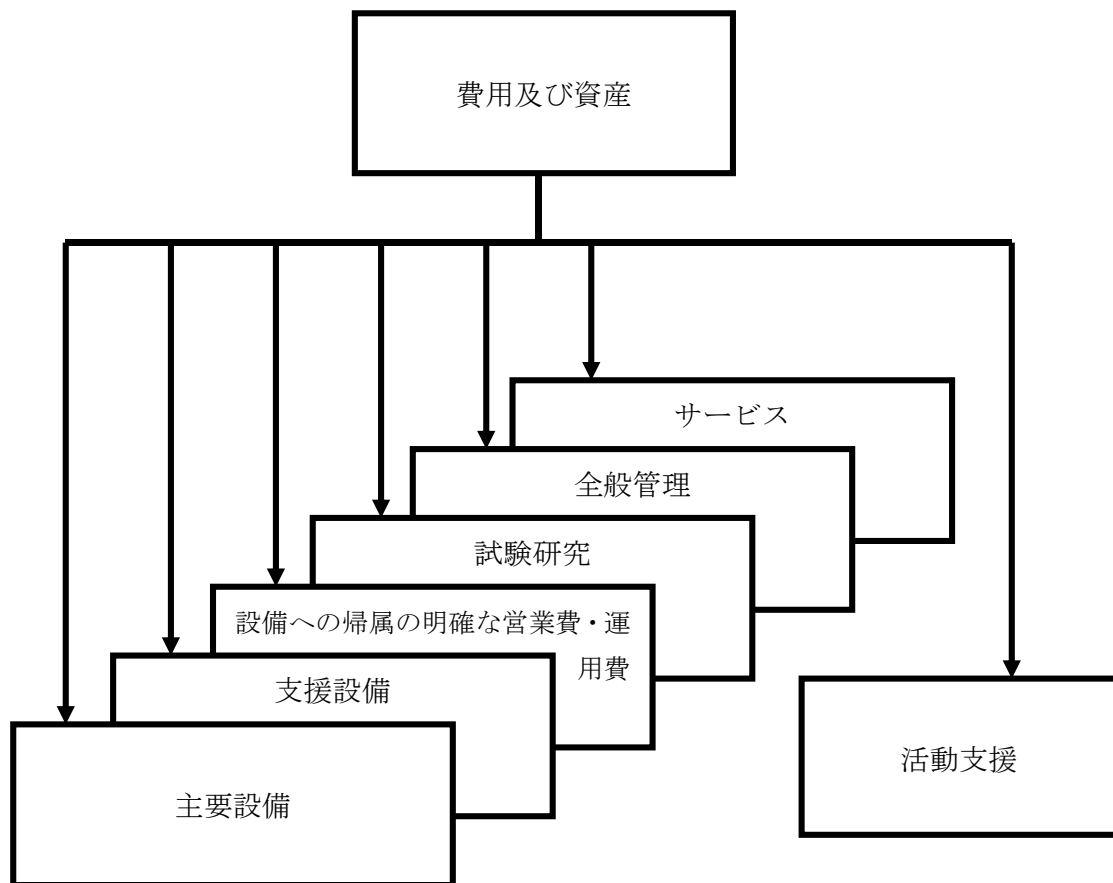


図2. 2

2. 2. 1 費用の活動及び活動支援への帰属

(1) 営業費の帰属

電気通信役務の提供に関する申込の受理、電気通信役務の料金の収納及び電気通信役務の販売活動並びにこれらに関連する業務に必要な費用は原則として「サービス活動」へ帰属する。一部「設備への帰属の明確な営業費・運用費」へ帰属するものを以下に一覧で示す。

- ・販売サポート・一般営業

加入者回線の営業活動及びデータベース管理費用であり、調査により加入者回線のデータベース管理費用とそれ以外の費用に区分し、前者は設備への帰属の明確な営業費・運用費の回線データベース管理、後者はサービス活動へ帰属する。

- ・販売サポート・一般営業（接続）

相互接続に関するデータベース管理費用及び受付等に関わる費用であり、設備への帰属の明確な営業費・運用費の回線データベース管理へ帰属する。

- ・販売サポート・専用線

専用線等の営業活動及びデータベース管理費用であり、調査により専用回線等のデータベース管理費用とそれ以外の費用に区分し、前者は加入数比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理、回線データベース管理及びサービス活動、後者はサービス活動へ帰属する。

- ・注文受付

注文受付に必要な費用であり、調査により接続管理にかかる費用とそれ以外の費用に区分し、前者は設備への帰属の明確な営業費・運用費の回線データベース管理、後者はサービス活動へ帰属する。

- ・出納

料金受入業務に必要な費用であり、調査及び料金請求件数比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理、回線データベース管理及びサービス活動へ帰属する。

- ・料金・請求書編集

請求書の編集、作成、発行に関わる費用であり、調査及び料金請求件数比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理、回線データベース管理及びサービス活動へ帰属する。

- ・料金・専用線

専用線等の料金業務に関わる費用であり、料金請求件数比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理、回線データベース管理及びサービス活動へ帰属する。

- ・料金・専用線（接続）

専用線の接続料金に関わる請求・収納業務の費用であり、設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理へ帰属する。

- ・企画・一般営業

営業に関わる企画業務の費用であり、支出額比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の回線データベース管理、専用線回線管理及びサービス活動へ帰属する。

- ・企画・専用線

専用線等の営業に関わる企画業務の費用であり、支出額比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の専用線回線管理、回線データベース管理及びサービス活動へ帰属する。

- ・共通営業

営業に関わる共通業務の費用であり、支出額比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の回線データベース管理、専用線回線管理及びサービス活動へ帰属する。

（２）運用費の帰属

電話等の通話の受付及び交換、電報の受付、通信及び配達並びにこれらに関連する業務に必要な費用は、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属する。

- ・一般運用・オペレータ

番号案内オペレーションに関わる費用であり、設備への帰属の明確な営業費・運用費の番号案内へ帰属する。

- ・一般運用・データベース

番号案内データベースに関わる費用であり、設備への帰属の明確な営業費・運用費の番号案内へ帰属する。

- ・一般運用・企画、共通

一般運用に関わる企画及び共通業務の費用であり、設備への帰属の明確な営業費・運用費の番号案内へ帰属する。

- ・電報運用

電報の販売、受付、通信、配達に必要な費用であり、サービス活動へ帰属する。

(3) 施設保全費の帰属

電気通信設備の保全のために必要な費用は、「活動支援」、「主要設備」及び「支援設備」へ帰属する。

- ・一般施設保全・市内線路

加入者回線及び中継回線（同一単位料金区域内に限る。）を収容する線路設備（海底線路を含む。）の保守に必要な費用であり、調査、芯線長比及びケーブル長比により主要設備の端末系伝送路（メタル）、端末系伝送路（光）、端末系伝送路（共通）及び中継線路設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・市外線路

中継回線（同一単位料金区域内を除く。）を収容する線路設備（海底線路を含む。）の保守に必要な費用であり、主要設備の市外線路設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・土木設備

地中設備の保守に必要な費用であり、主要設備の地中設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・公衆電話

公衆電話機及びこれに付随する設備の保守に必要な費用であり、主要設備の公衆電話設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・端末系交換設備

端末系交換設備の保守に必要な費用であり、調査により I P 系設備の保守に関わる費用とそれ以外の費用に区分し、前者は主要設備の音声利用 I P 通信網設備、後者は端末系交換設備（音声）へ帰属する。

- ・一般施設保全・主配線盤

主配線盤の保守に必要な費用であり、芯線数比により主要設備の主配線盤（MDF）と主配線盤（FTM）へ帰属する。

- ・一般施設保全・主配線盤～端末系交換設備伝送路

主配線盤～端末系交換設備伝送路の保守に必要な費用であり、主要設備の主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路へ帰属する。

- ・一般施設保全・中継系交換設備

中継系交換設備の保守に必要な費用であり、主要設備の中継系交換設備（音声）へ帰属する。
- ・一般施設保全・呼関連データベース

呼関連データベースの保守に必要な費用であり、主要設備のサービス制御設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・信号網設備

信号網設備の保守に必要な費用であり、主要設備の信号網設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・番号案内設備

番号案内設備の保守に必要な費用であり、主要設備の番号案内設備（交換機）へ帰属する。
- ・一般施設保全・電報機械

電報機械の保守に必要な費用であり、主要設備の機械設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・無線機械

無線設備の保守に必要な費用であり、主要設備の無線機械設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・専用加入者線装置モジュール

専用加入者線装置モジュールの保守に必要な費用であり、主要設備の専用加入者線装置モジュールへ帰属する。
- ・一般施設保全・専用線ノード装置

専用線ノード装置の保守に必要な費用であり、主要設備の専用線ノード装置へ帰属する。
- ・一般施設保全・伝送機械（遠隔加入者線多重伝送装置）

遠隔加入者線多重伝送装置の保守に必要な費用であり、主要設備の遠隔加入者線多重伝送装置へ帰属する。
- ・一般施設保全・伝送機械

伝送機械設備の保守に必要な費用であり、調査により回線設計・開通に関わる費用、NGNノード設備の保守に関わる費用、IP系設備（NGNノード設備を除く。）の保守に関わる費用及びそれ以外の費用に区分し、回線設計・開通に関わる費用は主要設備の伝送機械設備、NGNノード設備の保守に関わる費用はNGNノード設備、IP系設備（NGNノード設備を除く。）の保守に関わる費用は取得固定資産

価額比により端末系交換設備（データ）と中継系交換設備（データ）、それ以外の費用は伝送機械設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・無線専用設備
無線専用設備の保守に必要な費用であり、主要設備の機械設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・衛星通信設備
衛星通信設備の保守に必要な費用であり、主要設備の通信衛星設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・電力
電力設備の保守に必要な費用であり、支援設備の電力設備へ帰属する。
- ・一般施設保全・ANGELセンタ
ANGELセンタの保守に必要な費用であり、主要設備の番号案内設備（ANGELセンタ）へ帰属する。
- ・一般施設保全・電話番号案内設備
電話番号案内台及びこれに付随する設備の保守に必要な費用であり、主要設備の番号案内設備（案内台）へ帰属する。
- ・一般施設保全・監視設備
総合監視業務に必要な費用であり、支援設備の総合監視へ帰属する。
- ・一般施設保全・試験受付
試験受付業務に必要な費用であり、支援設備の試験受付へ帰属する。
- ・一般施設保全・車両維持
施設保全に関わる車両の維持に必要な費用であり、支援設備の車両維持へ帰属する。
- ・一般施設保全・企画
施設保全の企画業務に必要な費用であり、支援設備の設備企画へ帰属する。
- ・一般施設保全・相互接続
相互接続に関わる業務に必要な費用であり、支援設備の相互接続へ帰属する。
- ・一般施設保全・線路共通
共架料、補償料等の費用であり、支援設備の線路共通へ帰属する。

- ・一般施設保全・保全共通

保全業務に共通に関わる費用であり、調査によりジャンパ工事に関わる費用、交換機等工事に関わる費用及びそれ以外の費用に区分し、支援設備の保全共通へ帰属する。

- ・一般施設保全・保全共通（電気料）

電気通信設備にかかる電気料であり、支援設備の電力設備へ帰属する。

- ・一般施設保全・保全共通（ソフトウェア）

電気通信用ソフトウェアに関する施設保全に必要な費用であり、調査により活動支援の電気通信用ソフトウェアの交換、伝送、線路及びIPへ帰属する。

- ・通信機器施設保全

宅内及び構内設備の保守に必要な費用であり、主要設備の端末設備へ帰属する。

（４）共通費の帰属

支店等における総務等の共通的作業に必要な費用は、「活動支援」及び「全般管理」へ帰属する。

- ・一般共通・建物

建物の維持管理に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の費用については通信用、事務用建物関連へ帰属する。

- ・一般共通・事業企画

事業企画業務に必要な費用であり、全般管理（共通）の事業企画へ帰属する。

- ・一般共通・総務

総務関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（共通）の物件貸付、それ以外の費用については総務へ帰属する。

- ・一般共通・厚生

厚生関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（共通）の物件貸付、それ以外の費用については厚生へ帰属する。

- ・ 一般共通・ 人事

人事関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（共通）の物件貸付、それ以外の費用については人事へ帰属する。

- ・ 一般共通・ 経理

経理業務に必要な費用であり、全般管理（共通）の経理へ帰属する。

- ・ 資材・ 通信機器資材

宅内用物品に関わる資材業務に必要な費用であり、全般管理（共通）のユーザ資材へ帰属する。

- ・ 資材・ 通信網資材

通信網用物品に関わる資材業務に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の通信網資材へ帰属する。

- ・ 資材・ ユーザサービス購買

宅内用物品に関わる購買業務に必要な費用であり、全般管理（共通）のユーザ資材へ帰属する。

- ・ 資材・ 通信網購買

通信網用物品に関わる購買業務に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の通信網資材へ帰属する。

- ・ 資材・ 共通購買

上記以外の物品に関わる購買業務に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の共通資材へ帰属する。

- ・ 資材・ 保管

物品の保管に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の保管へ帰属する。

- ・ 資材・ 荷役

物品の荷役に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の荷役へ帰属する。

- ・ 資材・輸配送

物品の輸配送に必要な費用であり、調査により建設工事に関わる費用と損益工事に関わる費用に区分し、全般管理（共通）の輸配送へ帰属する。

- ・ 資材・資材共通

物品の調達、在庫管理、品質検査、各資材共通の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（共通）の物件貸付、それ以外の費用については資材共通へ帰属する。

- ・ 医療・医療

病院及び健康管理所における医療に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（共通）の物件貸付、それ以外の費用については調査により健康管理と病院医療へ帰属する。

（５）管理費の帰属

本社等管理部門において必要な費用は、「活動支援」及び「全般管理」へ帰属する。

- ・ グループ事業推進

グループ事業の推進に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。

- ・ 不動産企画

不動産企画に関わる業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の費用については通信用、事務用建物関連へ帰属する。

- ・ ネットワーク企画

ネットワーク企画に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の設備企画へ帰属する。

- ・ 営業企画

マーケティング企画、利用推進等に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。

- ・ 顧客サービス企画

顧客サービス及びそのシステムに関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の営業企画へ帰属する。

- ・ 料金企画
料金に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の料金企画へ帰属する。
- ・ 法人営業企画
法人営業に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。
- ・ 公衆電話企画
公衆電話企画に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の公衆電話企画へ帰属する。
- ・ 通信機器企画
通信機器に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。
- ・ 電話帳企画
電話帳に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。
- ・ 情報案内企画
情報案内企画に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の情報案内企画へ帰属する。
- ・ 電報企画
電報企画に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。
- ・ 設備、建設企画
設備・建設の企画等に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の設備企画へ帰属する。
- ・ 電波企画
電波企画に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の電波企画へ帰属する。
- ・ 設備管理
保全企画、災害対策に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の設備企画へ帰属する。

- ・相互接続

相互接続に関わる業務に必要な費用及び東西交付金、ユニバーサルサービス制度に係る負担金、電話リレーサービス負担金であり、調査により接続管理にかかる費用、東西交付金、ユニバーサルサービス制度に係る負担金及び電話リレーサービスに係る負担金、それ以外の費用に区分し、全般管理（管理）の相互接続へ帰属する。

- ・国際・国際標準化活動

国際標準・国際協力活動に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の国際標準化へ帰属する。

- ・国際・国際事業活動

国際活動の国際標準・国際協力活動以外に関わる業務に必要な費用であり、全般管理（管理）のその他管理へ帰属する。

- ・建物

建物の維持管理に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の費用については通信用、事務用建物関連へ帰属する。

- ・事業企画

事業企画業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の事業企画へ帰属する。

- ・総務

総務関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（管理）の物件貸付、それ以外の費用については総務へ帰属する。

- ・厚生

厚生関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（管理）の物件貸付、それ以外の費用については厚生へ帰属する。

- ・人事

人事関係の業務に必要な費用であり、そのうち物件貸付に関わる費用については、個別把握し直接、全般管理（管理）の物件貸付、それ以外の費用については人事へ帰属する。

- ・経理

経理関係の業務に必要な費用であり、全般管理（管理）の経理へ帰属する。

(6) 試験研究費の帰属

研究部門において必要な費用は、「試験研究」へ帰属する。

・ユーザ系

ユーザ向けネットワークサービス等に関わるユーザ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究のユーザ系へ帰属する。

・インフラ系・アクセス

アクセス網に関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究のアクセスへ帰属する。

・インフラ系・ノードシステム

ノードシステムに関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究のノードシステムへ帰属する。

・インフラ系・リンクシステム

リンクシステムに関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究のリンクシステムへ帰属する。

・インフラ系・無線システム

無線システムに関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究の無線システムへ帰属する。

・インフラ系・オペレーションシステム

オペレーションシステムに関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究のオペレーションシステムへ帰属する。

・インフラ系・通信網構成

通信網のアーキテクチャ等に関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究の通信網構成へ帰属する。

・インフラ系・線路土木

線路土木に関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究の線路土木へ帰属する。

・インフラ系・通信用建物

通信用建物に関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究の通信用建物へ帰属する。

- ・ インフラ系・通信用電力装置

通信用電力装置に関わるインフラ系の試験研究に必要な費用であり、試験研究の通信用電力装置へ帰属する。

- ・ 基礎技術・ユーザ系基礎技術

ユーザ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術に関わる研究開発に必要な費用であり、試験研究のユーザ系基礎技術へ帰属する。

- ・ 基礎技術・インフラ系基礎技術

インフラ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術に関わる研究開発に必要な費用であり、試験研究のインフラ系基礎技術へ帰属する。

- ・ 基礎技術・純粋基礎研究

将来の情報通信を目指し、革新的通信技術の可能性を追求する基礎研究に必要な費用であり、試験研究の純粋基礎技術へ帰属する。

- ・ 宅内

ユーザ側に設置される端末機器等に関わる宅内の試験研究に必要な費用であり、試験研究の宅内へ帰属する。

- ・ 試験研究共通

各試験研究に共通な費用であり、試験研究の試験研究共通へ帰属する。

(7) 通信設備使用料の帰属

他の電気通信事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用は、「活動支援」へ帰属する。

- ・ 網使用料・番号案内

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用に対して支払う網使用料（番号案内利用に限る。）であり、活動支援の網使用料（番号案内）へ帰属する。

- ・ 網使用料・音声伝送、共通

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用に対して支払う網使用料であり、調査により第一種指定電気通信設備に関わる網使用料とそれ以外の網使用料に区分し、前者は活動支援の網使用料（共通）、後者は網使用料（その他）へ帰属する。

- ・ 網使用料・その他

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用に対して支払う網使用料（第

一種指定電気通信設備に関わらないものに限る。)であり、活動支援の網使用料(その他)へ帰属する。

- ・設備使用料・交換設備

他の電気通信事業者が所有する交換設備の利用に対して支払う設備使用料であり、活動支援の設備使用料(交換設備)へ帰属する。

- ・設備使用料・伝送路設備

他の電気通信事業者が所有する伝送路設備の利用に対して支払う設備使用料であり、調査により第一種指定電気通信設備に関わる設備使用料とそれ以外の設備使用料に区分し、前者は活動支援の設備使用料(伝送路設備)、後者は設備使用料(その他の設備)へ帰属する。

- ・設備使用料・電力設備

他の電気通信事業者が所有する電力設備の利用に対して支払う設備使用料であり、活動支援の設備使用料(電力設備)へ帰属する。

- ・設備使用料・その他設備

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用に対して支払う設備使用料(第一種指定電気通信設備に関わらないものに限る。)であり、活動支援の設備使用料(その他の設備)へ帰属する。

- ・網改造料

他の電気通信事業者に支払う網改造料であり、活動支援の網改造料へ帰属する。

(8) 租税公課の帰属

固定資産税等の租税(法人税及び住民税並びに事業税(所得割)を除く。)及び道路占用料等の租税公課は「活動支援」へ帰属する。

- ・印紙税

印紙税法に基づき納付した印紙税であり、活動支援の印紙税へ帰属する。

- ・過怠税

印紙税法に基づき納付した過怠税であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。

- ・登録免許税

登録免許税法に基づき納付した登録免許税であり、活動支援の租税公課へ帰属する。

- ・自動車重量税
自動車重量税法に基づき納付した自動車重量税であり、活動支援の自動車税へ帰属する。
- ・地価税
地価税法に基づき納付した地価税であり、活動支援の建物関連共通へ帰属する。
- ・延滞税
国税通則法第60条の規定により納付した延滞税であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。
- ・加算税
国税通則法第65～68条の規定により納付した加算税であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。
- ・その他の国税
上記以外に納付した国税であり、活動支援の租税公課へ帰属する。
- ・不動産取得税（家屋、土地）
地方税法第73条の2の規定により納付した不動産取得税であり、活動支援の建物関連共通へ帰属する。
- ・自動車税
地方税法第145条の規定により納付した自動車税であり、活動支援の自動車税へ帰属する。
- ・固定資産税（家屋、土地）
地方税法第343条の規定により納付した固定資産税（家屋、土地）であり、そのうち物件貸付に関わるものについては、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外のものについては建物関連共通へ帰属する。
- ・固定資産税（償却資産）
地方税法第343条の規定により納付した固定資産税（償却資産）であり、活動支援の固定資産税へ帰属する。
- ・軽自動車税
地方税法第442条の2の規定により納付した軽自動車税であり、活動支援の自動車税へ帰属する。

- ・ 特別土地保有税

地方税法第585条の規定により納付した特別土地保有税であり、活動支援の租税公課へ帰属する。

- ・ 自動車取得税

地方税法第699条の2の規定により納付した自動車取得税であり、活動支援の自動車税へ帰属する。

- ・ 事業所税

地方税法第701条の32の規定により納付した事業所税であり、活動支援の租税公課へ帰属する。

- ・ 事業税

地方税法第72条の2の規定により納付した事業税であり、調査により資本割と付加価値割に区分し、活動支援の事業税へ帰属する。

- ・ 都市計画税（家屋、土地）

地方税法第702条の規定により納付した都市計画税であり、そのうち物件貸付に関わるものについては、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外のものについては建物関連共通へ帰属する。

- ・ 延滞金

地方税法第15条の3、第65条、第72条の45の2及び327条の規定により納付した延滞金であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。

- ・ 加算金

地方税法の規定により納付した加算金であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。

- ・ その他の地方税

上記以外で納付した地方税であり、活動支援の租税公課へ帰属する。

- ・ 道路占用料

道路法第39条の規定により納付した道路の占用料であり、線路設備、地中設備及び公衆電話設備の占用料とそれ以外の占用料に区分し、前者は活動支援の道路港湾占用料、後者は租税公課へ帰属する。

- ・ 港湾占用料

港湾法第37条4項の規定により納付した港湾の占用料であり、線路設備、地中

設備及び公衆電話設備の占用料とそれ以外の占用料に区分し、前者は活動支援の道路港湾占用料、後者は租税公課へ帰属する。

- ・ 河川占用料

河川法第32条1項の規定により納付した河川の占用料であり、線路設備、地中設備及び公衆電話設備の占用料とそれ以外の占用料に区分し、前者は活動支援の道路港湾占用料、後者は租税公課へ帰属する。

- ・ 行政財産使用料

地方自治法等に基づき納付した行政財産の使用料（上記の行政財産使用料を除く。）であり、線路設備、地中設備及び公衆電話設備の使用料とそれ以外の使用料に区分し、前者は活動支援の道路港湾占用料、後者は租税公課へ帰属する。

- ・ 罰料金

業務に関連した行為等に対して課され納付した罰金、科料、過料及び交通違反金であり、活動支援のその他租税公課へ帰属する。

- ・ 電波利用料

電波法第103条の2の規定により納付した電波利用料であり、活動支援の電波利用料へ帰属する。

- ・ その他の租税公課

上記以外に納付した租税公課であり、活動支援の租税公課へ帰属する。

（9）貸倒損失の帰属

- ・ 貸倒損失

売掛金等について、その債務者が支払能力を喪失したため回収不能として計上した損失であり、調査により他事業者に関わる貸倒損失とそれ以外の貸倒損失に区分し、前者は設備への帰属の明確な営業費・運用費の貸倒損失、後者はサービス活動へ帰属する。

2. 2. 2 固定資産の活動及び活動支援への帰属

資産及び個々の資産に割当てられた減価償却費、固定資産除却費（以下、2. 9までは単に「資産」という。）については、以下により各活動等へ帰属する。

なお、帰属については財産管理上の最小単位（以下「細分」という。）毎に行っている。

（1）有形固定資産の帰属

電気通信事業の用に供する機械設備で交換設備、搬送設備及び無線設備並びにこれらに附帯する設備、無線の伝送路を構成する設備でアンテナ及びその支持物並びにこれらに附帯する設備、端末設備、ケーブル及びその支持物並びにこれらに附帯する設備、ケーブル等を収容又は保護するために設けられた管路、とう道、マンホール及びハンドホール並びにこれらに附帯する設備等の有形固定資産は、「主要設備」、「支援設備」、「活動支援」へ帰属する。

- ・ 端末設備

電話機等の端末設備の資産であり、主要設備の端末設備へ帰属する。

- ・ 公衆電話機械設備

公衆電話機及びその附帯設備の資産であり、主要設備の公衆電話設備へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（主配線盤（MDF））

交換局において加入者回線（メタル）等を収容する主配線盤の資産であり、主要設備の主配線盤（MDF）へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（主配線盤（FTM））

交換局において加入者回線（光ファイバ）等を収容する主配線盤の資産であり、主要設備の主配線盤（FTM）へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（端末系交換設備）

端末系交換設備の資産であり、主要設備の端末系交換設備（音声）へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（音声利用IP通信網設備）

音声利用IP通信網設備の資産であり、主要設備の音声利用IP通信網設備へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（メディアゲートウェイ）

メディアゲートウェイの資産であり、調査により主要設備の音声利用IP通信網設備、NGNノード設備へ帰属する。

- ・ 市内機械設備（主配線盤～端末系交換設備伝送路）
主配線盤～端末系交換設備伝送路の資産であり、主要設備の主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路へ帰属する。
- ・ 市内機械設備（試験受付）
試験受付装置の資産であり、支援設備の試験受付へ帰属する。
- ・ 市内機械設備（共用設備）
上記の市内機械設備に共用される資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 市外機械設備（中継系交換設備）
中継系交換設備の資産であり、主要設備の中継系交換設備（音声）へ帰属する。
- ・ 市外機械設備（信号網設備）
信号網設備の資産であり、主要設備の信号網設備へ帰属する。
- ・ 市外機械設備（番号案内設備（交換機））
番号案内設備（交換機）の資産であり、主要設備の番号案内設備（交換機）へ帰属する。
- ・ 市外機械設備（サービス制御設備）
サービス制御設備の資産であり、主要設備のサービス制御設備へ帰属する。
- ・ 市外機械設備（共用設備）
上記の市外機械設備に共用される資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 電報機械設備
第一種指定電気通信設備に関わらない機械設備の資産であり、主要設備の機械設備へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（伝送機械設備）
伝送機械設備の資産であり、主要設備の伝送機械設備へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（データ伝送設備）
データ伝送設備の資産であり、主要設備の端末系交換設備（データ）と中継系交換設備（データ）へ帰属する。

- ・ 伝送機械設備（データ伝送設備（共用設備））
上記のデータ伝送設備に共用される資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の端末系交換設備（データ）と中継系交換設備（データ）へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（NGNノード設備）
NGNノード設備の資産であり、主要設備のNGNノード設備へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（専用加入者線装置モジュール）
専用加入者線装置モジュールの資産であり、主要設備の専用加入者線装置モジュールへ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（専用線ノード装置）
専用線ノード装置の資産であり、主要設備の専用線ノード装置へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（回線終端装置）
回線終端装置の資産であり、主要設備の伝送機械設備へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（ATM装置）
ATM装置の資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の専用加入者線装置モジュールと専用線ノード装置へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（遠隔加入者線多重伝送装置）
遠隔加入者線多重伝送装置の資産であり、主要設備の遠隔加入者線多重伝送装置へ帰属する。
- ・ 伝送機械設備（共用設備）
上記の伝送機械設備に共用される資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 無線機械設備（無線機械設備）
無線機械設備の資産であり、主要設備の無線機械設備へ帰属する。
- ・ 無線機械設備（機械設備）
第一種指定電気通信設備に関わらない機械設備の資産であり、主要設備の機械設備へ帰属する。
- ・ 無線機械設備（通信衛星設備）
通信衛星設備の資産であり、主要設備の通信衛星設備へ帰属する。

- ・ 電力設備
発電装置等の電力設備の資産であり、支援設備の電力設備へ帰属する。
- ・ 電話番号案内設備（番号案内用データベース設備）
番号案内用データベース設備の資産であり、主要設備の番号案内設備（ANGELセンタ）へ帰属する。
- ・ 電話番号案内設備（案内台）
番号案内を扱う案内台の資産であり、主要設備の番号案内設備（案内台）へ帰属する。
- ・ 電話番号案内設備（共用設備）
上記の電話番号案内設備に共用される資産であり、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 監視設備
電気通信設備の総合監視を行う設備の資産であり、支援設備の総合監視へ帰属する。
- ・ 市内線路設備（メタル）
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置するメタル線路設備の資産であり、主要設備の端末系伝送路（メタル）へ帰属する。
- ・ 市内線路設備（光）
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する光ファイバ線路設備の資産であり、主要設備の端末系伝送路（光）へ帰属する。
- ・ 市内線路設備（共通）
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する電柱等の資産であり、主要設備の端末系伝送路（共通）へ帰属する。
- ・ 中継線路設備
交換局間（同一単位料金区域内に限る。）に設置する線路設備の資産であり、主要設備の中継線路設備へ帰属する。
- ・ 市外線路設備
市外線路設備の資産であり、主要設備の市外線路設備へ帰属する。

- ・ 地中設備

地中設備の資産であり、主要設備の地中設備へ帰属する。

- ・ 建物（通信用）

電気通信設備を設置している支店等の建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については通信用、事務用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（事務用）

スタッフ組織が入居している本社ビル等の建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については通信用、事務用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（訓練用）

研修センタの建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については訓練用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（医療用）

医療機関の建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については医療用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（資材用）

資材センタ及び資材倉庫の建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については資材用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（厚生用）

社宅及び保養所等の建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については厚生用建物関連へ帰属する。

- ・ 建物（研究用）

研究に関わる建物及び構築物の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については研究用建物関連へ帰属する。

- ・ 架台
二重床の資産であり、支援設備の架台設備へ帰属する。
- ・ 機械及び装置
機械式駐車設備等の機械及び装置の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については器具備品へ帰属する。
- ・ 車両運搬具類
車両及び牽引等を行う運搬具の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については支援設備の車両維持へ帰属する。
- ・ 器具及び備品
事務機器等の器具及び備品の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産に区分し、器具備品へ帰属する。
- ・ 訓練用機械及び装置
訓練用の機械、装置の資産であり、活動支援の訓練用機械及び装置へ帰属する。
- ・ 土地（通信用）
電気通信設備を設置している支店等に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については通信用、事務用建物関連へ帰属する。
- ・ 土地（事務用）
スタッフ組織が入居している本社ビル等に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については通信用、事務用建物関連へ帰属する。
- ・ 土地（訓練用）
研修センタに関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については訓練用建物関連へ帰属する。

- ・土地（医療用）

医療機関に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については医療用建物関連へ帰属する。

- ・土地（資材用）

資材センタ及び資材倉庫に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については資材用建物関連へ帰属する。

- ・土地（厚生用）

社宅及び保養所等に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については厚生用建物関連へ帰属する。

- ・土地（研究用）

研究に関わる土地資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の資産については研究用建物関連へ帰属する。

- ・リース資産

新リース会計基準に基づく建物、機械及び装置、器具及び備品、車両運搬具類及び機械設備（電力設備等）の資産であり、そのうち物件貸付に関わる資産については、個別把握し直接、活動支援の物件貸付関連、それ以外の建物については、調査により活動支援の対応する活動区分、それ以外の資産については、活動支援の器具備品、支援設備の車両維持及び電力設備へ帰属する。

- ・建設仮勘定

建設仮勘定であり、活動支援の建設仮勘定へ帰属する。

（２）無形固定資産の帰属

ソフトウェア、施設利用権等の無形固定資産は、「主要設備」及び「活動支援」へ帰属する。

- ・電気通信用ソフトウェア（交換）

交換設備に関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の電気通信用ソフトウェア（交換）へ帰属する。

- ・電気通信用ソフトウェア（伝送）
伝送設備に関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の電気通信用ソフトウェア（伝送）へ帰属する。
- ・電気通信用ソフトウェア（線路）
線路設備に関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の電気通信用ソフトウェア（線路）へ帰属する。
- ・電気通信用ソフトウェア（I P）
I P系設備に関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の電気通信用ソフトウェア（I P）へ帰属する。
- ・社内システム用ソフトウェア
社内システムに関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の社内システム用ソフトウェアへ帰属する。
- ・無形固定資産
上記以外の機械設備等に関わるソフトウェアの資産であり、活動支援の無形固定資産（機械関連）へ帰属する。
- ・リース資産
新リース会計基準に基づく社内システム用ソフトウェアの資産であり、活動支援の社内システム用ソフトウェアへ帰属する。
- ・施設利用権
橋梁添架権、共同溝利用権、ずい道利用権、道路利用権の資産であり、主要設備の地中設備へ帰属する。
- ・無形固定資産（その他）
橋梁添架権、共同溝利用権、ずい道利用権、道路利用権以外の商標権等の資産であり、活動支援の無形固定資産（その他）へ帰属する。

2. 3 活動支援の活動への帰属

活動支援に整理された費用及び資産は、接続会計規則別表第二様式第4の注に定める基準に則り、「主要設備」、「支援設備」、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」、「試験研究」、「全般管理」、「サービス活動」の各活動区分へ帰属する。

これを図示すると図2. 3のとおりである。

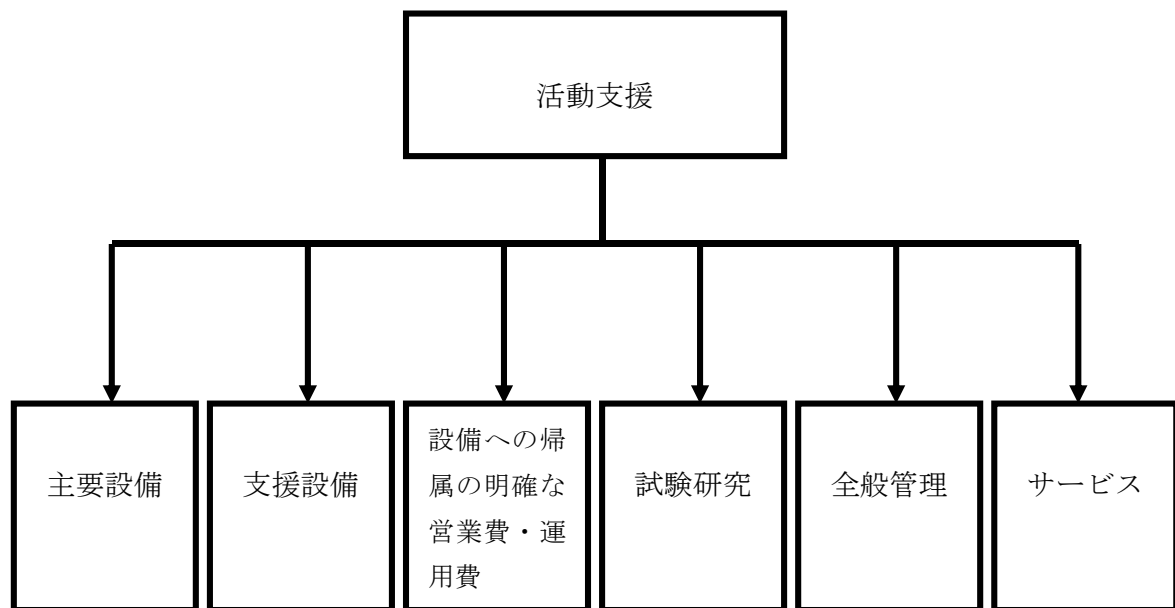


図2. 3

・建物関連共通

占有面積比により通信用、事務用建物関連、訓練用建物関連、医療用建物関連、資材用建物関連、厚生用建物関連及び研究用建物関連へ帰属する。

・通信用、事務用建物関連

占有面積比により主要設備と支援設備へ帰属する。

なお、事務室分は稼働人員数比により各活動へ、また、無線機械設備と機械設備

が同一の架枳に混載されているなどにより占有面積の把握が困難な主要設備の活動へは、対象となる活動区分の取得固定資産価額比により帰属する。

- ・ 訓練用建物関連

全般管理（共通・管理）の研修へ帰属する。

- ・ 医療用建物関連

全般管理（共通・管理）の病院医療へ帰属する。

- ・ 資材用建物関連

全般管理（共通・管理）の資材共通へ帰属する。

- ・ 厚生用建物関連

全般管理（共通・管理）の厚生へ帰属する。

- ・ 研究用建物関連

稼働人員数比により試験研究の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 器具備品

使用部門調査に基づき営業、運用、設備、共通、管理及び研究に区分した後、直接または稼働人員数比により営業分は設備への帰属の明確な営業費・運用費とサービス活動、運用分は設備への帰属の明確な営業費・運用費とサービス活動、設備分は主要設備と支援設備、共通分は全般管理（共通）、管理分は全般管理（管理）、研究分は試験研究の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 訓練用機械及び装置

取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 電気通信用ソフトウェア（交換）

調査により端末系交換設備、中継系交換設備、その他の交換設備及び共用設備に区分し、直接または取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 電気通信用ソフトウェア（伝送）

調査により専用設備、共用設備に区分し、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 電気通信用ソフトウェア（線路）

取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・電気通信用ソフトウェア（ＩＰ）
調査により音声利用ＩＰ通信網設備、データ設備、ＮＧＮノード設備に区分し、直接または取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・社内システム用ソフトウェア
直接または支出額比により全ての活動の対応する活動区分へ帰属する。
- ・無形固定資産（機械関連）
取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・無形固定資産（その他）
取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・固定資産税
正味固定資産額比により全ての活動の対応する活動区分へ帰属する。
- ・事業税
正味固定資産額比及び支出額比により対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。
- ・印紙税
支出額比により対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。
- ・自動車税
支援設備の車両維持へ帰属する。
- ・道路港湾占用料
線路設備分は電柱本数比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。地中設備分、公衆電話設備分は各々主要設備の地中設備、公衆電話設備へ帰属する。
- ・電波利用料
主要設備の無線機械設備へ帰属する。
- ・租税公課
全般管理（管理）の総務へ帰属する。
- ・その他租税公課
サービス活動へ帰属する。

- ・ 網使用料（番号案内）
主要設備の番号案内設備（ANGELセンタ）へ帰属する。
- ・ 網使用料（共通）
調査により主要設備の対応する活動区分とサービス活動へ帰属する。
- ・ 網使用料（その他）
サービス活動へ帰属する。
- ・ 設備使用料（交換設備）
取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 設備使用料（伝送路設備）
取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 設備使用料（電力設備）
支援設備の電力設備へ帰属する。
- ・ 設備使用料（その他の設備）
サービス活動へ帰属する。
- ・ 網改造料
取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 建設仮勘定
正味固定資産額比により主要設備と支援設備の対応する活動区分へ帰属する。
- ・ 物件貸付関連
サービス活動へ帰属する。

2. 4 支援設備の活動への帰属

支援設備に整理された費用及び資産は、接続会計規則別表第二様式第4の注に定める基準に則り、「主要設備」の活動区分へ帰属する。

これを図示すると図2. 4のとおりである。

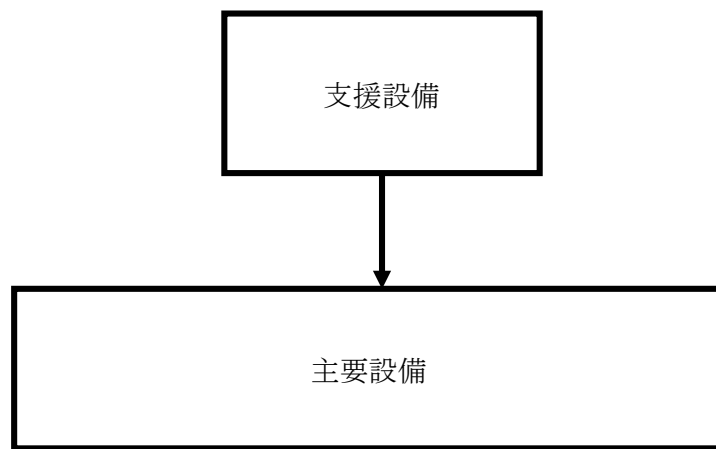


図2. 4

- ・ 総合監視

監視対応件数比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 試験受付

受付件数比により話中調べ、端末機器設定業務及び故障受付に区分した後、直接または故障件数比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 設備企画

支出額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 保全共通

直接または支出額比、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 線路共通

電柱本数比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 車両維持

支出額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 架台設備

占有面積比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

なお、無線機械設備と機械設備が同一の架枠に混載されているなどにより占有面積の把握が困難な主要設備の活動へは、対象となる活動区分の取得固定資産価額比により帰属する。

- ・ 電力設備

仕様電力値比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 相互接続

取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

2. 5 試験研究の活動への帰属

試験研究に整理された費用及び資産は、接続会計規則別表第二様式第4の注に定める基準に則り、「主要設備」及び「サービス活動」のそれぞれの活動区分へ帰属する。

これを図示すると図2. 5のとおりである。

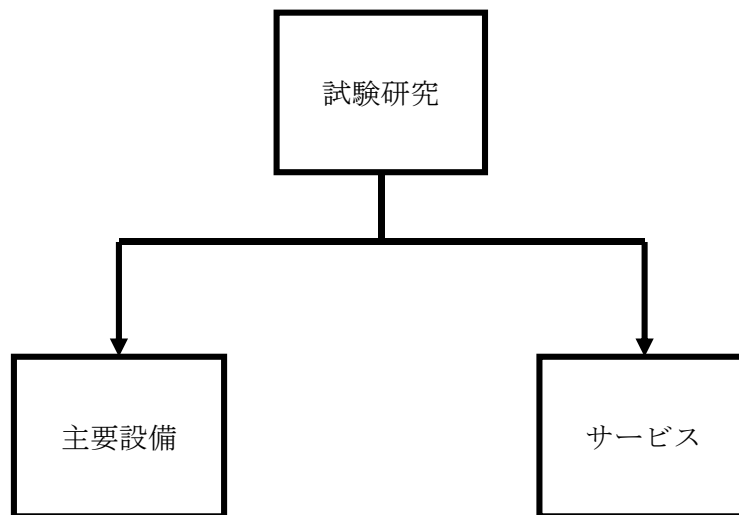


図2. 5

- 試験研究共通

支出額比によりアクセス、ノードシステム、リンクシステム、オペレーションシステム、線路土木、通信網構成、通信用建物、通信用電力装置、ユーザ系、宅内、インフラ系基礎技術、ユーザ系基礎技術及び純粋基礎技術へ帰属する。

- アクセス

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ノードシステム

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・リンクシステム

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・無線システム

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・オペレーションシステム

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・線路土木

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・通信網構成

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・通信用建物

占有面積比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

なお、無線機械設備と機械設備が同一の架枿に混載されているなどにより占有面積の把握が困難な主要設備の活動へは、対象となる活動区分の取得固定資産価額比により帰属する。

- ・通信用電力装置

仕様電力値比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ユーザ系

サービス活動へ帰属する。

- ・宅内

主要設備の端末設備へ帰属する。

- ・インフラ系基礎技術

当年度取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ユーザ系基礎技術

サービス活動へ帰属する。

- ・純粋基礎技術

サービス活動へ帰属する。

2. 6 全般管理（共通）の活動への帰属

全般管理（共通）に整理された費用及び資産は、接続会計規則別表第二様式第4の注に定める基準に則り、「主要設備」、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」、「サービス活動」のそれぞれの活動区分へ帰属する。

これを図示すると図2. 6のとおりである。

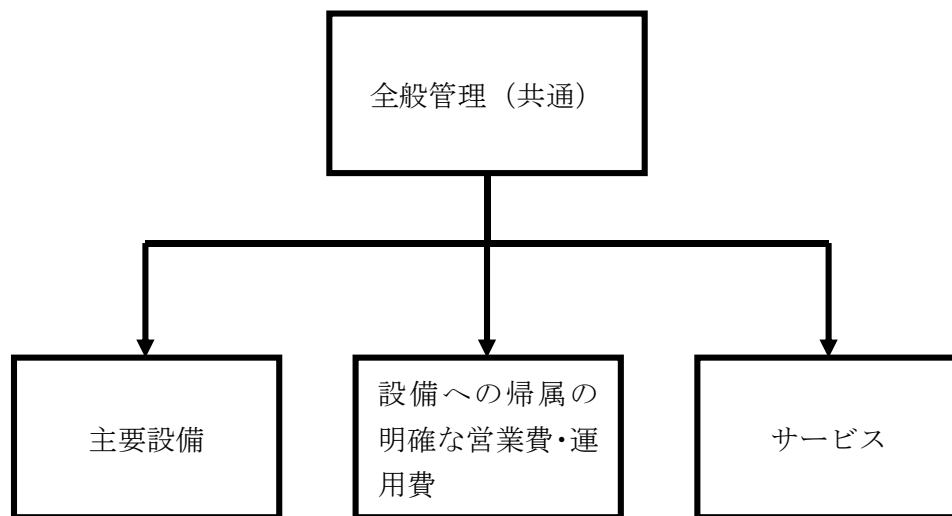


図2. 6

- ・ 保管

保管面積比によりユーザ資材、通信網資材及び共通資材へ帰属する。

- ・ 荷役

出庫数比によりユーザ資材、通信網資材及び共通資材へ帰属する。

- ・ 輸配送

配送重量比によりユーザ資材、通信網資材及び共通資材へ帰属する。

- ・ ユーザ資材

主要設備の端末設備へ帰属する。

- ・通信網資材

当年度取得固定資産価額比または支出額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・共通資材

当年度取得固定資産価額比または支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・資材共通

当年度取得固定資産価額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・総務

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・厚生

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・人事

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・事業企画

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・経理

部門別の仕訳レコード数比により営業、運用（電報）、設備及び共通に区分した後、支出額比により営業分は設備への帰属の明確な営業費・運用費とサービス活動、運用（電報）分はサービス活動、設備分は主要設備、共通分は主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・物件貸付

サービス活動へ帰属する。

- ・その他共通

サービス活動へ帰属する。

- ・健康管理

社員等の病院医療利用分を支出額比により病院医療として区分した後、健康管理は稼働人員数比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

なお、本処理は全般管理（管理）の帰属後に行う。

- ・病院医療

社員の健康管理利用分を支出額比により健康管理として区分した後、病院医療はサービス活動へ帰属する。

なお、本処理は全般管理（管理）の帰属後に行う。

- ・研修

稼働人員数比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

なお、本処理は全般管理（管理）の帰属後に行う。

2. 7 全般管理（管理）の活動への帰属

全般管理（管理）に整理された費用及び資産は、接続会計規則別表第二様式第4の注に定める基準に則り、「主要設備」、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」、「サービス活動」のそれぞれの活動区分へ帰属する。

これを図示すると図2. 7のとおりである。

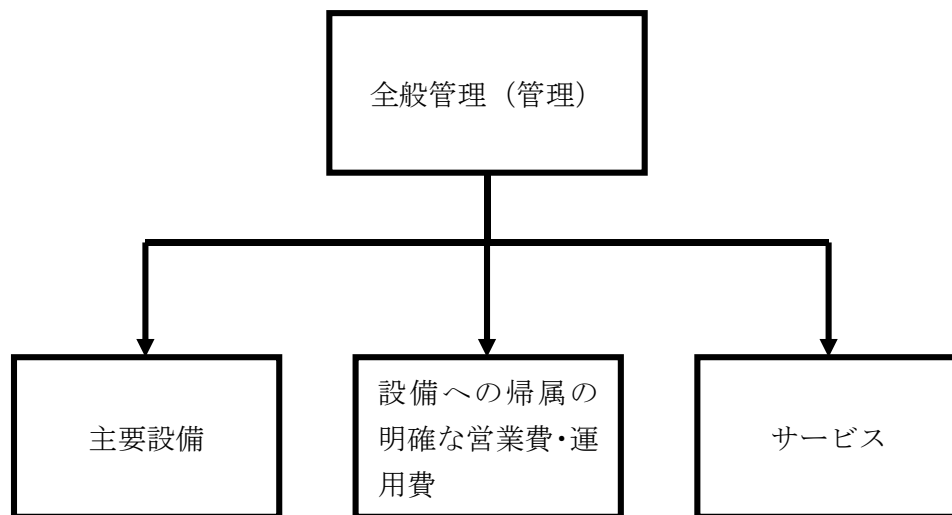


図2. 7

・設備企画

人員配置調査に基づき線路設備担当、ノード設備担当、リンク設備担当、無線設備担当、地中設備担当及び共通担当に区分した後、直接または当年度取得固定資産価額比、取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・電波企画

取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・相互接続

直接または調査、取得固定資産価額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・総務

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・厚生

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・人事

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・事業企画

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・経理

支出額比により主要設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分及びサービス活動へ帰属する。

- ・営業企画

支出額比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分とサービス活動へ帰属する。

- ・料金企画

支出額比により設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分とサービス活動へ帰属する。

- ・公衆電話企画

直接または支出額比により主要設備の対応する活動区分とサービス活動へ帰属する。

- ・ 情報案内企画

支出額比により主要設備と設備への帰属の明確な営業費・運用費の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 国際標準化

支出額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。

- ・ 物件貸付

サービス活動へ帰属する。

- ・ その他管理

サービス活動へ帰属する。

2. 8 主要設備の設備区分への帰属

2. 7までに整理した主要設備について、回線数比等により設備区分へ帰属する。

なお、主要設備における各活動区分の設備は細分別に区分されており、各設備区分への帰属は細分単位で行っている。また、各活動区分に帰属している共通の資産及び費用（減価償却費、固定資産除却費は除く。）は細分毎の取得固定資産価額比により帰属している。

これを図示すると図2. 8のとおりである。

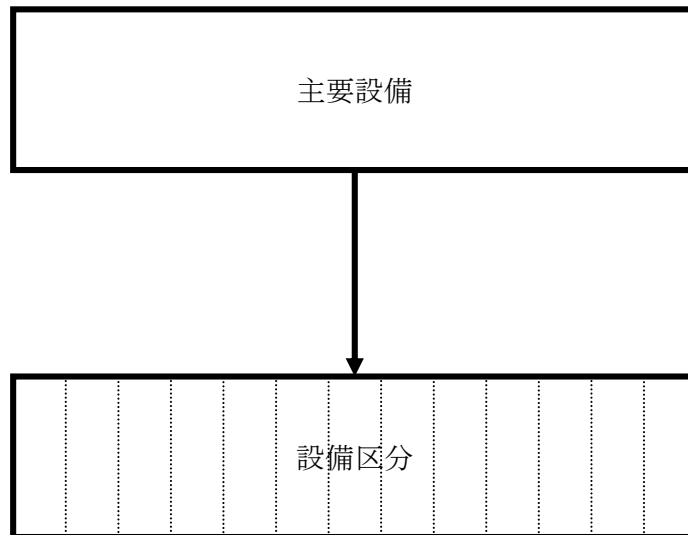


図2. 8

- ・ 端末系伝送路（メタル）

回線数比により端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）と指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・ 端末系伝送路（光）

細分毎に直接または取得固定資産価額比により端末系伝送路（光）、端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系伝送路（光）は芯線数比により端末系伝送路（メタル）、端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系伝送路（メタル）は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 端末系伝送路（共通）

細分毎に直接または契約者数比、取得固定資産価額比により端末系伝送路（メタル）、端末系伝送路（光）及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系伝送路（メタル）と端末系伝送路（光）は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 主配線盤（MDF）

回線数比により端末系交換設備（音声）、主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系交換設備（音声）は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 主配線盤（FTM）

芯線数比または取得固定資産価額比により主配線盤（MDF）、主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線モジュール伝送路、端末系交換設備（音声）、主配線盤（光信号の伝送に係るもの）及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、主配線盤（MDF）、主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路及び端末系交換設備（音声）は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路

回線数比により端末系交換設備（音声）、端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系交換設備（音声）は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 端末系交換設備（音声）

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路、端末系交換設備（音声）、端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）、折返し通信路設定に係るもの、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備（音声）は取扱量比により端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・ 端末系交換設備（データ）

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により、端末系交換設備（主

としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)及び指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・音声利用 I P 通信網設備

音声利用 I P 通信網設備へ帰属する。

- ・ N G N ノード設備

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。)、一般第一種指定中継ルータ、一般第一種指定県間中継ルータ、S I P サーバ、セッションボードコントローラ、E N U M サーバ、I P 電話用 D N S サーバ、ゲートウェイルータ、メディアゲートウェイ、一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)、網終端装置(I P - V P N サービスに係るもの)、網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)、收容イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)、中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)、ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)、端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの)、番号案内データベース及び番号案内設備及び指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・遠隔加入者線多重伝送装置

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により遠隔加入者線多重伝送装置、端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)、端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、遠隔加入者線多重伝送装置は取扱量比により端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)と指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・伝送機械設備

細分毎に直接または使用ファイバ量比、回線数比、取得固定資産価額比により伝送路、音声利用 I P 通信網設備、端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)、端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務

の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの)、中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)、信号網設備、番号案内データベース及び番号案内設備、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール、専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの、専用線ノード装置、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)は取扱量比により各々の設備区分と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

・無線機械設備

細分毎に直接または取得固定資産価額比により端末系伝送路(メタル)、無線機械設備及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、無線機械設備は回線数比により端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、信号網設備、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)は取扱量比により各々の設備区分と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系伝送路(メタル)、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

・中継線路設備

使用ファイバ量比、回線数比、取得固定資産価額比により伝送路、音声利用IP通信網設備、端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系

交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）、信号網設備、番号案内データベース及び番号案内設備、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）は取扱量比により各々の設備区分と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

・市外線路設備

使用ファイバ量比、回線数比、取得固定資産価額比により伝送路、音声利用 I P 通信網設備、端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）、信号網設備、番号案内データベース及び番号案内設備、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）は取扱量比により各々の設備区分と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

・地中設備

管路ケーブル長比、契約者数比により端末系伝送路（メタル）、端末系伝送路（光）及び地中設備へ帰属する。

さらに、地中設備は使用ファイバ量比、回線数比により伝送路、音声利用 I P 通信網設備、端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及

び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの)、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路、番号案内データベース及び番号案内設備、信号網設備、折返し通信路設定に係るもの、網改造料及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)は取扱量比により各々の設備区分と指定外電気通信設備へ帰属する。

また、端末系伝送路(メタル)、端末系伝送路(光)及び信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・通信衛星設備

回線数比により端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路及び指定外電気通信設備へ帰属する。

さらに、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)は取扱量比により端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)と指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・中継系交換設備(音声)

取扱量比により中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)と指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・中継系交換設備(データ)

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により、中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)、中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)及び指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・信号網設備

取扱量比により信号網設備、番号案内データベース及び番号案内設備及び指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・番号案内設備(交換機)

番号案内データベース及び番号案内設備へ帰属する。

- ・番号案内設備(ANGELセンタ)

番号案内データベース及び番号案内設備へ帰属する。

- ・番号案内設備（案内台）

番号案内データベース及び番号案内設備へ帰属する。

- ・サービス制御設備

指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・専用加入者線装置モジュール

細分毎に直接または回線数比により、信号網設備、専用加入者線装置モジュール及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・専用線ノード装置

細分毎に直接または回線数比、取得固定資産価額比により、信号網設備、専用線ノード装置及び指定外電気通信設備へ帰属する。

また、信号網設備は当該主要設備の帰属方法に基づき該当する設備区分へ帰属する。

- ・公衆電話設備

公衆電話設備へ帰属する。

- ・ユニバーサルサービス制度に係る負担金

ユニバーサルサービス制度に係る負担金へ帰属する。

- ・東西交付金

東西交付金へ帰属する。

- ・端末設備

指定外電気通信設備へ帰属する。

- ・機械設備

指定外電気通信設備へ帰属する。

2. 9 設備への帰属の明確な営業費・運用費の設備区分への帰属

2. 8 までに整理された設備区分に設備への帰属の明確な営業費・運用費を帰属する。

これを図示すると図 2. 9 のとおりである。

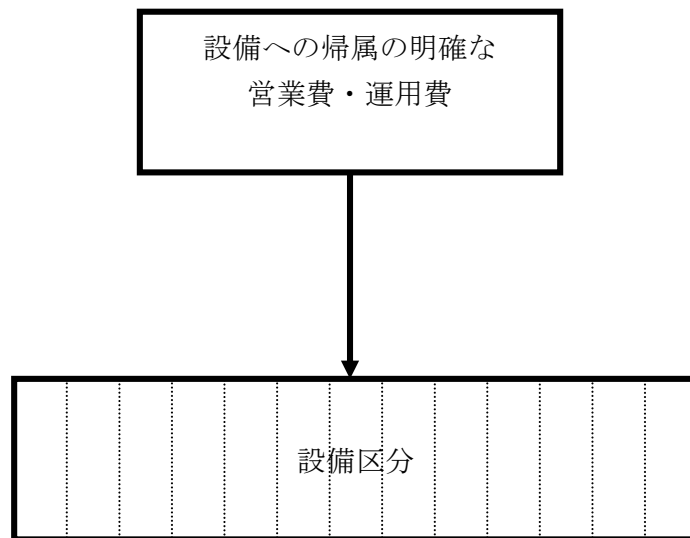


図 2. 9

- ・ 回線データベース管理
端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）へ帰属する。
- ・ 専用線回線管理
専用加入者線装置モジュールへ帰属する。
- ・ 番号案内
番号案内データベース及び番号案内設備へ帰属する。
- ・ 貸倒損失
貸倒損失へ帰属する。

2. 10 光信号中継伝送機能の再計算

光信号中継伝送機能を含む設備区分を対象とし、光信号中継伝送機能の再計算を行う。

第一種指定設備管理部門に整理された費用、固定資産のうち光信号中継伝送機能を含む一般第一種指定設備伝送路、一般第一種指定設備音声利用 I P 通信網設備、端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）、信号網設備、番号案内データベース及び番号案内設備、折返し通信路設定に係るもの、専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路、専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路について再計算を行う。

（1）費用の帰属

- ・営業費

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・運用費

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・施設保全費

線路設備の保守に直接係るものについては、ケーブル長比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

線路設備以外の設備に係るものについては、直接または取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記に関連した企画・共通的な費用は、上記支出額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・共通費

施設保全費支出額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・管理費

施設保全費・共通費支出額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・試験研究費

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・通信設備使用料

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・租税公課

正味固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・減価償却費

機械設備～土木設備に係るものについては、個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記以外のものについては、正味固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・固定資産除却費

機械設備～土木設備に係るものについては、個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記以外のものについては、正味固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

(2) 固定資産の帰属

- ・公衆電話機械設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・市内機械設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・市外機械設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・伝送機械設備

個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・無線機械設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・電力設備

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・電話番号案内設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・監視設備

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・空中線設備

光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・市内線路設備

光とメタルに特定できる細分は、個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記以外は、取得固定資産価額比（上記）により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・市外線路設備

光とメタルに特定できる細分は、個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記以外は、取得固定資産価額比（上記）により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・土木設備

管路ケーブル長比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・海底線設備

光とメタルに特定できる細分は、個別把握し直接、光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

上記以外は、取得固定資産価額比（上記）により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・建物

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・構築物

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・機械及び装置

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・車両及び船舶

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・工具、器具及び備品

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・リース資産

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・土地

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・建設仮勘定

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

- ・無形固定資産

取得固定資産価額比により光信号中継伝送機能と光信号中継伝送機能以外へ帰属する。

2. 1 1 社内取引

第一種指定電気通信設備の利用に関する管理部門と利用部門の取引を他事業者と当社における取引と同一の条件により取引（振替）を行う。

具体的には、事業法第33条第9項の規定に基づく第一種指定電気通信設備の提供に関する認可接続約款等（2023年7月31日認可。以下「約款」という。）に記載された接続料に基づき端末回線伝送機能、公衆電話機能、端末系交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能、中継伝送機能、信号伝送機能、番号案内機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、ルーティング伝送機能、網同期クロック供給機能、その他の機能毎に回線数、通信回数、通話時間の実績を乗じて算出した使用料を管理部門の収入、利用部門の費用として取引（振替）している。

また、約款に記載がないものは、2. 1 0までに整理した費用及び資産に基づき、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理している。

接続料規則の準用の場合には、以下の計算式を用いて、費用に報酬額を加えた要回収額を算出している。

なお、諸比率については2023年度適用の約款で用いられているものと同率としている。

- ・ 取引額（以下「要回収額」という。）＝費用（2. 1 0までに整理した費用）＋報酬①

①報酬＝他人資本費用②＋自己資本費用③＋利益対応税④

②他人資本費用＝レートベース⑤×他人資本比率⑥×他人資本利子率⑦

⑤レートベース＝対象設備の正味固定資産価額×（1＋投資等比率⑧＋貯蔵品比率⑨）＋運転資本⑩

⑧投資等比率は管理部門の正味固定資産価額に対する投資等（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率

⑨貯蔵品比率は会計規則別表第二に記載された電気通信事業固定資産の額に対する、事業期間中における電気通信設備用品（新品）の月末在庫額の年平均値の額の占める比率

⑩運転資本＝費用（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（機能の提供から当該機能に関わる接続料の収納までの平均的な日数÷365日）

⑥他人資本比率は負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値

⑦他人資本利子率は社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を有利子負債及び有利子負債以外の負債の合計に占める比率により加重平均したもの

③自己資本費用＝レートベース⑤×自己資本比率⑪×自己資本利益率⑫

⑪自己資本比率＝1－他人資本比率

⑫自己資本利益率は次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率⑬の過去3年間（リスク（通常の予測を越えて発生し得る危険をいう。以下同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は事業者の電気通信役務に関する料金の算定に用いられた自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値

⑬期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ⑭×（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

⑭ β は主要企業の自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値

④利益対応税＝（自己資本費用＋（有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率⑮

⑮利益対応税率は法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

2. 1 2 収支の整理

接続に関する収支状況を接続会計規則別表第二の接続会計財務諸表様式において明らかにするため、収入及び設備区分を下記の項目に整理する。

（1）管理部門の接続損益

・収入

受取網使用料については、事業者からの端末系ルータ交換機能等、端末回線接続、端末系交換機接続、中継系交換機接続、信号網接続、番号案内接続、接続専用回線、

接続データ伝送回線に関わる収入を整理する。

振替網使用料については、第一種指定設備利用部門からの端末系ルータ交換機能等、加入者回線使用、通信通話使用、番号案内設備使用、専用線使用、データ伝送設備使用に関わる収入を整理する。

- ・費用

第一種指定設備管理部門の設備区分（網改造料を除く。）を整理する。

（２）管理部門の接続関連損益

- ・収入

網改造料収入については、事業者からの網改造料に関わる収入を整理する。

- ・費用

第一種指定設備管理部門の設備区分（網改造料に限る。）を整理する。

（３）利用部門

- ・収入

管理部門以外の収入を整理する。

- ・費用

管理部門以外の費用を整理する。

2. 1 3 配賦フロー

費用項目等にコードを付与し、処理手順にあわせて配賦基準や配賦プロセスを一覧で
きる「配賦フロー」を作成しており、接続会計報告書の公表ホームページ（URL
<http://www.ntt-east.co.jp/info-st>）に掲載している。

添 付 資 料

I. 電気通信事業法関連（抜粋）

<電気通信事業法>

（第一種指定電気通信設備との接続）

第三十三条第十三項

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

<平成十三年総務省告示第二百四十三号>

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第二十三条の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。

次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であって、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの又は及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの。

一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）

二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置及び特定の packets を識別する機能を提供しないルータ（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータを除く。）を除く。）

三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備であって、次に掲げるもの

イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）

ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行うもの（データ伝送役務（当該電気通信事業者がインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型の電気通信役務に限り、トンネリングプロトコルにより通信路を設定するものを除く。以下同じ。）又はIP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。以下同じ。）の提供の用に供されるもの

ハ 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うルータであって、ＩＰ電話の提供の用に供されるもの

四 施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及びロの伝送路設備

五 施行規則第二十三条の二第四項第二号ハの伝送路設備（データ伝送役務又はＩＰ電話の提供の用に供されるものに限る。）

六 ＳＩＰサーバ、セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、ＩＰ電話用DNSサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備

七 施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備

附則

電気通信事業法第三十八条の二第一項の電気通信設備を指定する件（平成九年郵政省告示第六百七十四号）は、廃止する。

附則（平成十三年十一月二十九日総務省告示第七百二十二号）

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

附則（平成十六年三月二十五日総務省告示第二百三十五号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

改正文（平成二十一年二月三日総務省告示第四十八号）（抄）

平成二十一年三月一日から施行する。

改正文（平成三十年二月二十六日総務省告示第六十八号）（抄）

平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和三年一月十四日総務省告示第四号）

この告示は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）附則第一条本文に規定する施行日（令和三年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年一月十六日総務省告示第三号）

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

附 則（令和五年十二月二十七日 総務省告示第四百三十六号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表

区域	電気通信事業者
北海道	東日本電信電話株式会社
青森県	東日本電信電話株式会社
岩手県	東日本電信電話株式会社
宮城県	東日本電信電話株式会社
秋田県	東日本電信電話株式会社
山形県	東日本電信電話株式会社
福島県	東日本電信電話株式会社
茨城県	東日本電信電話株式会社
栃木県	東日本電信電話株式会社
群馬県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社
東京都	東日本電信電話株式会社
神奈川県 の区域に静岡県熱海市 泉の一部及び裾野市茶畑 の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
新潟県	東日本電信電話株式会社
富山県の区域のうち中新川郡 立山町芦峯寺ブナ坂外の一部 の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
石川県	西日本電信電話株式会社
福井県	西日本電信電話株式会社
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県の区域のうち木曽郡南 木曽町（吾妻の一部及び田立に 限る。）の区域を除く区域に富 山県中新川郡立山町芦峯寺ブ ナ坂外の一部の区域を併せた 区域	東日本電信電話株式会社
岐阜県の区域に長野県木曽郡 南木曽町（吾妻の一部及び田立 に限る。）の区域を併せた区域	西日本電信電話株式会社
静岡県の区域のうち熱海市泉 の一部及び裾野市茶畑の一部 の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
愛知県	西日本電信電話株式会社
三重県	西日本電信電話株式会社

滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社
奈良県	西日本電信電話株式会社
和歌山県	西日本電信電話株式会社
鳥取県	西日本電信電話株式会社
島根県	西日本電信電話株式会社
岡山県	西日本電信電話株式会社
広島県	西日本電信電話株式会社
山口県	西日本電信電話株式会社
徳島県	西日本電信電話株式会社
香川県	西日本電信電話株式会社
愛媛県	西日本電信電話株式会社
高知県	西日本電信電話株式会社
福岡県	西日本電信電話株式会社
佐賀県	西日本電信電話株式会社
長崎県	西日本電信電話株式会社
熊本県	西日本電信電話株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社
宮崎県	西日本電信電話株式会社
鹿児島県	西日本電信電話株式会社
沖縄県	西日本電信電話株式会社

Ⅱ．第一種指定電気通信設備接続会計規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資することを目的とする。

(用語)

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）において使用する用語の例による。

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一 「第一種指定設備管理部門」とは、第一種指定電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

二 「第一種指定設備利用部門」とは、電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第一種指定電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

三 「支援設備」とは、第一種指定電気通信設備が有する機能を支援するために使用される電力設備、総合監視設備及び試験受付設備等に関連する資産及び費用を整理する補助部門をいう。

四 「全般管理」とは、営業所等における共通的作業及び本社等管理部門における活動に関連する資産及び費用を整理する補助部門をいう。

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備、接続料規則第二条第二項第一号の三に規定する第一種指定ワイヤレス固定電話用設備（固定端末系伝送路設備であるものを除く。）並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

六 「特別第一種指定設備」とは、一般第一種指定設備以外の第一種指定電気通信設備をいう。

七 「設備区分」とは、第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門のそれぞれに帰属させた電気通信設備を、別表第一勘定科目表資産の項（建物から建設仮勘定までの各項を除く。）を基礎として階梯別又は用途別に分けた会計単位の細区分をいう。

（遵守義務）

第三条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

2 この省令に定めのない事項については、電気通信事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。

（会計の基準の整備等）

第四条 事業者は、次の各号に掲げるところにより第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。

- 一 資本的支出と収益的支出との区分に関する適正な基準を定めるほか、この省令の規定に基づく資産並びに費用及び収益の計算を正確に行うための規程その他経理に関する制度を整えること
- 二 設備区分において直接に発生する費用を正確に把握するよう努めること

（会計単位の区分）

第五条 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料（事業者が他の電気通信事業者との間で電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、事業者が当該他の電気通信事業者との間で当該方式を採用しなかったときに事業者が取得すべき金額）の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

（勘定科目、接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書）

第六条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式による損益計算書その他接続に係る会計の計算に関する諸表（以下「接続会計財務

諸表」という。)、別表第三による接続会計報告書並びにこの省令の定めるところにより接続会計財務諸表を作成する際に準拠した資産並びに費用及び収益の整理の手順を詳細に記載した書類(以下この条において「接続会計整理手順書」という。)を作成しなければならない。

2 前項の接続会計財務諸表を作成するに当たっては、別表第一の勘定科目の項に属する資産又は費用の項目のうち、光信号の伝送に係るものについては、都道府県の区域ごとに区分して会計を整理しなければならない。

3 別表第一の勘定科目の項に属する資産若しくは費用又は収益で、当該勘定科目の項を細区分して経理することが適当であると認められる場合には、当該細区分により会計を整理しなければならない。

4 接続会計財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位をもって表示することができる。

第二章 資産並びに費用及び収益

(資産の整理)

第七条 別表第一の勘定科目の二以上の項に関連する資産は、回線数比その他の適正な基準によりそれぞれの項に整理しなければならない。

2 支援設備及び全般管理に整理した資産は、適正な基準により第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門に帰属させなければならない。

(費用及び収益の整理)

第八条 別表第一の勘定科目の二以上の項に関連する費用及び収益は、適正な基準によりそれぞれの項に整理しなければならない。

2 支援設備及び全般管理に整理した費用は、別表第二に掲げる基準により第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門に帰属させなければならない。

(設備区分への費用の整理)

第九条 前条の規定により整理し又は帰属させた費用のうち電気通信設備の管理運営に関連するものは、適正な基準により設備区分に帰属させなければならない。

第三章 接続会計報告書等の公表等

(接続会計報告書等の公表等)

第十条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書(以下「接続会計報告書等」という。)を、毎事業年度経過後四月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、接続会計報告書等を公表しなければならない。

3 前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公表しないことができる。

(計算結果証明)

第十一条 事業者は、第六条第一項の接続会計財務諸表が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

(会計記録の保存)

第十二条 事業者は、第六条第一項の接続会計財務諸表の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

附則

この省令は、公布の日から施行し、平成十年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、事業者の事業年度中途に総務大臣が法第三十八条の二第一項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第一種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する。

附則（平成十一年一月十一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年九月二十七日郵政省令第六十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することがある。

2 この省令の施行前に交付された郵便貯金通帳、郵便貯金証書、カード、払戻証書、郵便貯金本人票、郵便為替証書、払出書、郵便振替払出証書、郵便振替支払通知書及び簡易生命保険保険料領収帳は、この省令による改正後の様式又は書式により交付されたものとみなす。

附則（平成十二年十一月十六日郵政省令第六十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附則（平成十三年十一月二十九日総務省令第百五十号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

附則（平成十三年十二月十一日総務省令第百六十四号）

この省令は公布の日から施行し、平成十四年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

附則（平成十五年十一月五日総務省令第百三十七号）

この省令は、公布の日から施行し、施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書から適用する。

附則（平成十六年三月二十二日総務省令第四十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成十七年四月一日総務省令第七十二号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十年三月二十一日総務省令第二十七号）（抄）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十年三月三十一日以前に終了する事業年度に係る財務諸表及び接続会計報告書等については、この省令による改正後の電気通信事業会計規則及び第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（平成二十一年五月二十一日総務省令第五十一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十八年三月二十九日総務省令第三十号）（抄）
（施行期日）

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）
の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

附 則 （平成二十八年五月二十三日総務省令第五十八号）

この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の第一種指定電気通
信設備接続会計規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る
接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

附則（平成三十年二月二十六日総務省令第六号）（抄）
（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第六項
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年十一月十九日総務省令第一〇三号）
この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則 （令和三年一月一四日総務省令第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の
日から施行する。

附 則 （令和五年一月一六日総務省令第二号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）
の施工の日（令和五年六月十六日）から施行する。

附 則 （令和五年一二月二七日総務省令第九九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条
の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会
計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

附 則 （令和六年三月七日総務省令第十四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表

資 産

科目	款（原価部門）	項
1 電気通信事業固定資産 （1）有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。) 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ SIPサーバ セッションボードコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。) 網終端装置(IP―VPNサービスに係るもの) 網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの) 收容イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。) 伝送路 (何)

科目	款（原価部門）	項
		2 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの） 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 （何）

科目	款（原価部門）	項
		建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定
	第一種指定設備利用部門	機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 市内線路設備 市外線路設備 土木設備 海底線設備 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品
	支援設備（補助部門）	休止設備 建設仮勘定 電力設備 監視設備 試験受付設備 (何)
	全般管理（補助部門）	共通部門設備 管理部門設備
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理
	第一種指定設備利用部門	同上
(3) 投資その他の資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理
	第一種指定設備利用部門	同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理
	第一種指定設備利用部門	同上

費 用
営業費用

科目	款（原価部門）	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何） 契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 （何）
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 電報運用 （何）
施設保全費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門）	（何）設備保守 （何）設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 （何）設備保守 （何）設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 監視設備 試験受付 （何）
共通費	全般管理（補助部門）	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理（補助部門）	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門
試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザー系応用技術 ユーザー系基礎技術 宅内系応用技術 純粹基礎技術
減価償却費	第一種指定設備管理部門	（何）設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備

科目	款（原価部門）	項
	第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	（何）設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 電力設備 監視設備 試験受付 （何） 共通部門設備 管理部門設備
固定資産除却費	減価償却費に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 （何） 国税 地方税 道路占用料 （何）
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料

収 益
営業収益

科目	款（原価部門）	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 （何）設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
役務収入	第一種指定設備利用部門	（何）

（注）

ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1

損 益 計 算 書

会計単位名 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部

(1) 営業収益

1 受取網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 振替網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア) 以外のもの

(2) 営業費用

1 営業費用

2 振替網使用料

接続営業利益 (又は接続営業損失)

II 接続関連損益の部

(1) 営業収益

1 接続装置使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 網改造料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(2) 営業費用

接続関連営業利益 (又は接続関連営業損失)

会計単位名 第一種指定設備利用部門

(単位 円)

- (1) 営業収益
 - 1 役務収入
 - 2 振替網使用料
- (2) 営業費用
 - 1 営業費用
 - 2 振替網使用料
 - ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの
 - イ ア以外のもの
 - (ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの
 - (イ) (ア) 以外のもの

第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）

（記載上の注意）

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門「Ⅰ 接続損益の部（1）営業収益 2 振替網使用料」に関し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額

様式第 2

使用平均資本及び資本報酬計算書

会計単位名 第一種指定設備管理部門

	(単位 円)		
	期首残高	期末残高	首末平均残高
1 電気通信事業固定資産 (再掲 第一種指定電気通信設備)			
2 投資その他の資産			
3 繰延資産			
4 運転資本			
5 過年度の料金算定に従った資本額の調整 使用平均資本額			
6 営業利益			
7 過年度の料金算定に従った報酬額の調整 資本報酬額 使用平均資本報酬率 設定報酬率			

会計単位名 第一種指定設備利用部門

	(単位 円)		
	期首残高	期末残高	首末平均残高
1 電気通信事業固定資産			
2 投資その他の資産			
3 繰延資産			
4 運転資本 使用平均資本額 営業利益			

固 定 資 産 帰 属 明 細 表

(単位 円)

			第一 種指定設備 管理部門計	一般第一 種指定設備	特別第一 種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	信号網設備	番号案内データベース及び番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気信号変換機能に係るもの
機 械 設 備	公衆電話機械設備	取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
	市内機械設備	取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
	市外機械設備	取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
	電報機械設備	取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
	伝送機械設備	取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
	無線機械設備	取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
	電力設備	取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
	電話番号案内設備	取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
	監視設備	取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
	(何)	取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
空中線設備		取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
通信衛星設備		取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		
端末設備		取 得 価 額																		
		減価償却累計額																		
		帳 簿 価 額																		

固 定 資 産 帰 属 明 細 表

(単位 円)

								第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	(何)	サービス活動	合 計
			専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	(何)	うち光信号中継伝送機能に係るもの					
機 械 設 備	公衆電話機械設備	取 得 価 額										
		減価償却累計額										
		帳 簿 価 額										
	市内機械設備	取 得 価 額										
		減価償却累計額										
		帳 簿 価 額										
	市外機械設備	取 得 価 額										
		減価償却累計額										
		帳 簿 価 額										
	電報機械設備	取 得 価 額										
		減価償却累計額										
		帳 簿 価 額										
	伝送機械設備	取 得 価 額										
		減価償却累計額										
		帳 簿 価 額										
	無線機械設備	取 得 価 額										
		減価償却累計額										
		帳 簿 価 額										
	電力設備	取 得 価 額										
		減価償却累計額										
		帳 簿 価 額										
	電話番号案内設備	取 得 価 額										
		減価償却累計額										
		帳 簿 価 額										
	監視設備	取 得 価 額										
		減価償却累計額										
		帳 簿 価 額										
	(何)	取 得 価 額										
		減価償却累計額										
		帳 簿 価 額										
空中線設備	取 得 価 額											
	減価償却累計額											
	帳 簿 価 額											
通信衛星設備	取 得 価 額											
	減価償却累計額											
	帳 簿 価 額											
端末設備	取 得 価 額											
	減価償却累計額											
	帳 簿 価 額											

固 定 資 産 帰 属 明 細 表

(単位 円)

			第一 種指定設備 管理部門計	第二種指定設備																	
				一般第一 種指定設備	特別第一 種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	信号網設備	番号案内データベース及び番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気信号変換機能に係るもの
線 路 設 備	市内線路設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	市外線路設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
土木設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
海底線設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
建物		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
構築物		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
機械及び装置		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
車両及び船舶		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
工具、器具及び備品		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
休止設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
土地		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
建設仮勘定		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
無形固定資産		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
設備区分ごとの固定資産合計		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			

（注）
この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

固 定 資 産 帰 属 明 細 表

(単位 円)

								第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	(何)	サービス活動	合 計
							うち光信号中継伝送機能に係るもの					
			専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール 専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	(何)						
線路設備	市内線路設備	取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
設備	市外線路設備	取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
土木設備		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
海底線設備		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
建物		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
構築物		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
機械及び装置		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
車両及び船舶		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
工具、器具及び備品		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
休止設備		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
土地		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
建設仮勘定		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
無形固定資産		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
設備区分ごとの固定資産合計		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										

(注)
この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

			一般第一種指定設備計	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定県間中継ルータ	SIPサーバ	センションボードコントローラ	ENUMサーバ	IP電話用DNSサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）	網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）	網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）	収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	伝送路	（何）	合計
機 械 設 備	公衆電話機械設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	市内機械設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	市外機械設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	電報機械設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	伝送機械設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	無線機械設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	電力設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	電話番号案内設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	監視設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	(何)	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
空中線設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
通信衛星設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
端末設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

			(単位 円)																		合 計		
			一般第一種指定設備計	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定県間中継ルータ	S I Pサーバ	セッションボードコントローラ	E N U Mサーバ	I P電話用D N Sサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）	網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）	網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）	収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	伝送路	（何）			
線路設備	市内線路設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
	市外線路設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
土木設備		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
海底線設備		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
建物		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
構築物		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
機械及び装置		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
車両及び船舶		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
工具、器具及び備品		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
休止設備		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
土地		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
建設仮勘定		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
無形固定資産		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
設備区分ごとの固定資産合計		取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

設備区分別費用明細表

(単位 円)

	第一種指定設備管理部門計																		
		うち光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュール	番号案内データベース及び番号案内設備	信号網設備	中継系交換設備 （主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	中継系交換設備 （主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	端末系交換設備 （主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備 （主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備 （主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備 （主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	公衆電話設備	主配線盤 （光信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路 （光信号の伝送に係るもの）	主配線盤 （電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路 （電気信号の伝送に係るもの）	特別第一種指定設備	一般第一種指定設備
営業費																			
うち貸倒損失																			
運用費																			
施設保全費																			
共通費																			
管理費																			
試験研究費及び 研究費償却																			
減価償却費																			
固定資産除却費																			
うち除却損																			
通信設備使用料																			
租税公課																			
合計																			

(単位 %)

直課																			
活動基準帰属																			
配賦																			

設備区分別費用明細表

(単位 円)										
					うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	(何)	サービス活動	合計
	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール	専用線ノード装置専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	(何)						
営業費										
うち貸倒損失										
運用費										
施設保全費										
共通費										
管理費										
試験研究費及び研究費償却										
減価償却費										
固定資産除却費										
うち除却損										
通信設備使用料										
租税公課										
合計										

(単位 %)										
直課										
活動基準帰属										
配賦										

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)																				合 計
	一般第一種指定設備計	識別機能に係るものに 限る。） 識一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定県間中継ルータ	S I P サーバ	セッションボーダコントローラ	E N U M サーバ	I P電話用D N Sサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	識別機能に係るものを除く。） 識一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット	網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）	網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）	収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	伝送路	（何）		
営業費																				
	うち貸倒損失																			
運用費																				
施設保全費																				
共通費																				
管理費																				
試験研究費及び 研究費償却																				
減価償却費																				
固定資産除却費																				
	うち除却損																			
通信設備使用料																				
租税公課																				
合計																				

(単位 %)																				配賦
直課																				
活動基準帰属																				

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

(注)

- 1 電気通信設備を収容する建物に係る費用、器具備品に係る費用、通信設備使用料及び租税公課については、原則として次の基準により、第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分、支援設備、全般管理に帰属させる。

建物

減価償却費、固定資産除却費、施設保全費	第一段階 占有面積比
	第二段階 設備の占有面積比（設備収容関連） 稼働人員数比（設備収容関連以外）

器具備品

減価償却費、固定資産除却費、施設保全費	稼働人員数比
通信設備使用料	該当する設備区分比
租税公課	正味固定資産額比

- 2 試験研究費及び研究費償却については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。

インフラ系応用技術（通信用建物）	占有面積比
インフラ系応用技術（通信用電力）	仕様電力値比
インフラ系応用技術（電気通信設備）	設備区分の当年度取得固定資産価額比
インフラ系基礎技術	設備の当年度取得固定資産価額比

- 3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備

電力設備	仕様電力値比
試験受付	故障件数比
監視設備	監視対応件数比

全般管理

共通

資材（販売用のものを除く。）

保管、荷役、輸配送 当年度取得固定資産価額比

資材共通 当年度取得固定資産価額比

研修（サービス関連のものを除く。）

設備 関連部門の稼働人員数比

共通 稼働人員数比

医療（職員の健康管理に関するもの） 稼働人員数比

一般共通	
経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）	支出額比
総務、厚生、人事等	支出額比
管理（サービス関連部門を除く。）	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理（電気通信設備の管理運営に関連するもの）	支出額比

- 4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

別表第三〔第6条・第10条〕

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第33条第13項に基づく報告書)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

総務大臣 殿

年 月 日提出

会社名

代表者の役職氏名

本店の所在の場所

電話番号

連絡者

接続会計報告書の公表を行うウェブサイトのアドレス

第一部 概要紹介

- 1 報告書の目的
- 2 根拠法令等
- 3 会計処理の基準
 - (1) 電気通信事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連
 - (2) 費用、収益及び資産の帰属
 - (3) その他（接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更措置等）
- 4 接続会計財務諸表の構成
 - (1) 損益計算書
 - (2) 使用平均資本及び資本報酬計算書
 - (3) 固定資産帰属明細表
 - (4) 設備区分別費用明細表
- 5 計算結果証明報告の紹介
- 6 第3条ただし書及び第10条第4項の許可事項

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

第三部 接続会計財務諸表（別表第二の様式による）

- 1 損益計算書
 - （１）第一種指定設備管理部門
 - （２）第一種指定設備利用部門
- 2 使用平均資本及び資本報酬計算書
 - （１）第一種指定設備管理部門
 - （２）第一種指定設備利用部門
- 3 固定資産帰属明細表
- 4 設備区分別費用明細表

第四部 参考情報

- 1 階梯別・用途別回線設定の状況
- 2 接続会計整理手順書の紹介及び入手方法
- 3 接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額
- 4 特に重要な費用帰属基準の説明
- 5 会計単位の定義
- 6 用語解説
- 7 その他

Ⅲ. 第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について

1 趣旨

この取扱要領は、会計規則について、平成13年総務省告示第243号（電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）に基づく東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備の指定に伴う取扱上の留意事項等を定めるものである。

2 定義

(1) 直課

会計規則別表第二様式第4に定める設備区分等に費用を直接に帰属させること（ネットワークを効率的に使用するために伝送路等を複数の階てい・役務で共用している場合及び主要設備に直課された費用を64kbps換算による回線数比等によって各設備区分に帰属させる場合を含む。）をいう。

(2) 活動基準帰属

占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により、設備区分等へ費用を帰属させること（費用が対応する設備区分等の範囲を、当該基準により可能な限り限定した後に、支出額比、固定資産価額比等を用いて設備区分等へ費用を帰属させる場合を含む。）をいう。

(3) 配賦

費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、(1)又は(2)の方法によらず、支出額比、固定資産価額比等を直接用いて、設備区分等へ費用を帰属させることをいう。

(4) 会計整理手順書

会計規則第6条第1項の規定に基づき、接続会計報告書に記載される接続会計財務諸表作成に当たっての具体的な整理手順の説明を行うために下記3の規定を踏まえて作成するものであり、①会計単位、活動区分、設備区分等の解説、②資産、費用及び収益の帰属の詳細な方法、③試験研究におけるインフラ系研究（応用・基礎）、ユーザー系研究（応用・基礎）、純粹基礎研究の明確な判別基準、④費用項目等にコードを付与し、処理手順にあわせて配賦基準や配賦プロセスを一覧できる「配賦フロー」等を記載したものをいう。

3 資産並びに費用及び収益の整理の手順

会計規則第4条第2号及び第7条から第9条までの規定に基づく資産並びに費用及び収益の整理の手順は、次の各号による。

- (1) 資産及び費用については、別表に従って①から⑨までにより設備区分ごとに整理する。

- ① 設備区分ごとに資産及び費用を集計するため、加入者交換機、伝送機械設備、市外線路設備等物理的に管理可能な電気通信設備（以下「主要設備」という。）の資産区分、支援設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費、試験研究、全般管理（共通・管理）及び電気通信役務の提供等（以下「サービス活動」という。）の活動区分のほか、建物等２以上の活動に共通的に係る資産及び費用を把握する活動支援の区分を設定し、それぞれの区分に対応する資産及び発生する費用を帰属させる。
 - ② 活動支援に整理した資産及び費用を、会計規則別表第二様式第４の注に定める基準により、主要設備、支援設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費、試験研究、全般管理及びサービス活動のそれぞれの活動区分（以下「主要設備等」という。）に帰属させる。
 - ③ 支援設備に整理した資産及び費用を、会計規則別表第二様式第４の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
 - ④ 試験研究に整理した資産及び費用を、会計規則別表第二様式第４の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
 - ⑤ 全般管理・共通に整理した資産及び費用を、会計規則別表第二様式第４の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
 - ⑥ 全般管理・管理に整理した資産及び費用を、会計規則別表第二様式第４の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
 - ⑦ ①から⑥までにより整理された主要設備のうち、その設備が２以上の主要設備等のために用いられるものについては、回線数比、取得固定資産価額比等により対応する主要設備等に帰属させる。
 - ⑧ ①から⑦までにより主要設備に整理した資産及び費用については、回線数比等により設備区分等に帰属させる。
 - ⑨ ①から⑥までにより整理された設備への帰属の明確な営業費・運用費については、契約回線数比等により、設備区分に帰属させる。
- (２) 収益については、別表に従って整理する。

４ 勘定科目の整備

会計規則別表第一において、「(何)」と記載された項目及び会計規則第６条第３項の規定に基づく細区分は、別表のとおりとする。

５ 回線の設定状況の記載

会計規則別表第三第四部において、階てい別・用途別回線設定の状況は、次の各号に従って毎事業年度（中継系伝送路については毎事業年度２回）の回線設定実態調査を行った結果を記載する。

- (１) 端末系伝送路については、サービスに供している回線の設定状況を記載する。
- (２) 中継系伝送路については、会計規則別表第二様式第４に規定する伝送路の設備区分ごとに、サービスに供している回線の設定状況を記載する。

別表

勘定科目表

資 産

科目	款（原価部門）	項	目
1 電気通信事業 固定資産 （1）有形固定 資産	第一種指定設備 管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定收容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）	
		一般第一種指定中継ルータ	
		一般第一種指定県間中継ルータ	
		S I Pサーバ	
		セッションボードコントローラ	
		E N U Mサーバ	
		I P 電話用D N Sサーバ	
		ゲートウェイルータ	
		メディアゲートウェイ	
		一般第一種指定收容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）	
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）	
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）	
		收容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	

科目	款（原価部門）	項	目
		伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		音声利用 I P 通信網設備	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 市内機械設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 市内機械設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	配線架 配線盤
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	光ファイバーケーブル その他の線路設備 地中設備
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	配線架 配線盤
		公衆電話設備	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	加入者系インタフェース装置 交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	伝送機械設備 市内機械設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	伝送機械設備

科目	款（原価部門）	項	目
		信号網設備	共通線信号交換装置
		番号案内データベース及び 番号案内設備	案内用交換装置 エンジェルセンタ設備 番号案内装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用加入者線装置モジュール	高速デジタル装置 低速専用線装置 加入者系インタフェース装置
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	加入者系インタフェース装置
		専用線ポート装置	高速デジタル装置 低速専用線装置
		専用加入者線装置モジュール～専用線ポート装置伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款（原価部門）	項	目
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		網改造料	交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		建物	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		土地	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
		建設仮勘定	

科目	款（原価部門）	項	目
	第一種指定設備 利用部門	機械設備	
		空中線設備	
		通信衛星設備	
		端末設備	
		市内線路設備	
		市外線路設備	
		土木設備	
		海底線設備	
		建物	
		土地	
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
		建設仮勘定	
	支援設備（補助 部門）	電力設備	
		監視設備	
		試験受付設備	
		架台設備	
		設備共通	
	全般管理（補助 部門）	共通部門設備	
		管理部門設備	
（２）無形固定資産	第一種指定設備 管理部門	電気通信事業会計規則 の科目に従って整理	
	第一種指定設備 利用部門	同上	
（３）投資その他の 資産	第一種指定設備 管理部門	電気通信事業会計規則 の科目に従って整理	
	第一種指定設備 利用部門	同上	
２ 繰延資産	第一種指定設備 管理部門	電気通信事業会計規則 の科目に従って整理	
	第一種指定設備 利用部門	同上	

（注）項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。

費 用
営業費用

科目	款（原価部門）	項	目
営業費	第一種指定設備管理部門	接続管理	
		貸倒損失	
	第一種指定設備利用部門	契約管理	
		料金収納	
		広報・広告	
		役務販売	
		貸倒損失	
運用費	第一種指定設備管理部門	番号案内	番号案内データベース オペレータ案内
	第一種指定設備利用部門	電報運用	
施設保全費	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）保守	
		一般第一種指定中継ルータ保守	
		一般第一種指定県間中継ルータ保守	
		S I Pサーバ保守	
		セッションボードコントローラ保守	
		E N U Mサーバ保守	
		I P 電話用D N Sサーバ保守	
		ゲートウェイルータ保守	
		メディアゲートウェイ保守	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）保守	
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）保守	

科目	款（原価部門）	項	目
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）保守	
		収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		伝送路保守	
		音声利用 I P 通信網設備保守	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）ソフト作成・使用料	
		一般第一種指定中継ルータソフト作成・使用料	
		一般第一種指定県間中継ルータソフト作成・使用料	
		S I P サーバソフト作成・使用料	
		セッションボーダコントローラソフト作成・使用料	
		E N U M サーバソフト作成・使用料	
		I P 電話用 D N S サーバソフト作成・使用料	
		ゲートウェイルータソフト作成・使用料	
		メディアゲートウェイソフト作成・使用料	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの） ソフト作成・使用料	
		網終端装置（インターネ ット接続サービスに係 るもの）ソフト作成・使 用料	
		収容イーサネットスイ ッチ（同等の機能を有す るルータを含む。）ソフ ト作成・使用料	
		中継イーサネットスイ ッチ（同等の機能を有す るルータを含む。）ソフ ト作成・使用料	
		ゲートウェイスイッチ （同等の機能を有するル ータを含む。）ソフト作 成・使用料	
		伝送路ソフト作成・使用 料	
		音声利用 I P 通信網設 備ソフト作成・使用料	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路設備（電気 信号の伝送に係るもの） 保守	
		主配線盤設備（電気信号 の伝送に係るもの）保守	
		端末系伝送路設備（光信 号の伝送に係るもの）保 守	
		主配線盤設備（光信号の 伝送に係るもの）保守	
		公衆電話設備保守	
		端末系交換設備（主とし て音声伝送役務の提供 に用いられるもの）保守	
		端末系交換設備（主とし てデータ伝送役務の提 供に用いられるもの）保 守	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）保守	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		信号網設備保守	
		番号案内データベース及び番号案内設備保守	
		専用加入者線装置モジュール設備保守	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備保守	

科目	款（原価部門）	項	目
		専用線ノード装置設備保守	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路設備保守	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路設備保守	
		網改造料設備保守	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		公衆電話設備ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）ソフト作成・使用料	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		信号網設備ソフト作成・使用料	
		番号案内データベース及び番号案内設備ソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュールソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備ソフト作成・使用料	
		専用線ノード装置ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路ソフト作成・使用料	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路設備ソフト作成・使用料	
		網改造料設備ソフト作成・使用料	
		通信設備外ソフト作成・使用料	
	第一種指定設備利用部門	機械設備保守	
		空中線設備保守	
		通信衛星設備保守	
		端末設備保守	
		市内線路設備保守	
		市外線路設備保守	
		土木設備保守	
		海底線設備保守	
		通信機器保守	
		公衆網施設保守	
		機械設備ソフト作成・使用料	
		空中線設備ソフト作成・使用料	
		通信衛星設備ソフト作成・使用料	
		端末設備ソフト作成・使用料	
		市内線路設備ソフト作成・使用料	
		市外線路設備ソフト作成・使用料	
		土木設備ソフト作成・使用料	
		海底線設備ソフト作成・使用料	
		通信設備外ソフト作成・使用料	
	支援設備（補助部門）	電力設備	
		監視設備	
		試験受付	
		設備共通	設備共通 設備企画 車両

科目	款（原価部門）	項	目
共通費	全般管理（補助部門）	資材	保管 荷役 輸配送 通信網資材 ユーザ資材 共通資材 資材共通
		研修	
		医療	
		一般共通	総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 サービス関連共通
管理費	全般管理（補助部門）	ネットワーク関連部門	設備企画 ネットワーク企画 電波企画 相互接続
		サービス関連部門	
		一般管理部門	総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 国際
試験研究費及び 研究費償却	第一種指定設備管理部門	インフラ系応用技術	アクセス ノード・システム リンク・システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置
		インフラ系基礎技術	

科目	款（原価部門）	項	目
	第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術	ノード・システム リンク・システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置
		インフラ系基礎技術	
		ユーザ系応用技術	
		ユーザ系基礎技術	
		宅内系応用技術	
		純粹基礎技術	
減価償却費	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）	
		一般第一種指定中継ルータ	
		一般第一種指定県間中継ルータ	
		S I Pサーバ	
		セッションボードコントローラ	
		E N U Mサーバ	
		I P 電話用D N Sサーバ	
		ゲートウェイルータ	
		メディアゲートウェイ	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）	
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）	
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）	
		収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	

科目	款（原価部門）	項	目
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		伝送路	
		音声利用 I P 通信網設備	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	
		公衆電話設備	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	
		信号網設備	
		番号案内データベース及び番号案内設備	
		専用加入者線装置モジュール	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	
		専用線ポート装置	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ポート装置伝送路	
		専用線ポート装置～専用線ポート装置伝送路又は相互接続点伝送路	
		網改造料	
		建物	
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
	第一種指定設備利用部門	機械設備	
		空中線設備	

科目	款（原価部門）	項	目
		通信衛星設備	
		端末設備	
		市内線路設備	
		市外線路設備	
		土木設備	
		海底線設備	
		建物	
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
	支援設備（補助部門）	電力設備	
		監視設備	
		試験受付	
		架台設備	
		設備共通	設備共通 設備企画 車両
	全般管理（補助部門）	共通部門設備	
		管理部門設備	
固定資産除却費	【減価償却費に倣う】	土地 以下減価償却費と同じ	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）使用料	
		一般第一種指定中継ルータ使用料	
		一般第一種指定県間中継ルータ使用料	
		S I Pサーバ使用料	
		セッションボーダコントローラ使用料	
		E N U Mサーバ使用料	
		I P 電話用D N Sサーバ使用料	
		ゲートウェイルータ使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		メディアゲートウェイ 使用料	
		一般第一種指定収容ル ータ（端末系ルータ交換 機能及び一般収容ル ータ優先パケット識別機 能に係るものを除く。） 使用料	
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの） 使用料	
		網終端装置（インターネ ット接続サービスに係 るもの）使用料	
		収容イーサネットスイ ッチ（同等の機能を有す るルータを含む。）使用 料	
		中継イーサネットスイ ッチ（同等の機能を有す るルータを含む。）使用 料	
		ゲートウェイスイッチ （同等の機能を有するル ータを含む。）使用料	
		伝送路使用料	
		音声利用 I P 通信網設 備使用料	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路（電気信号 の伝送に係るもの）使用 料	
		主配線盤（電気信号の伝 送に係るもの）使用料	
		端末系伝送路（光信号の 伝送に係るもの）使用料	
		主配線盤（光信号の伝送 に係るもの）使用料	
		公衆電話設備使用料	
		端末系交換設備（主とし て音声伝送役務の提供 に用いられるもの）使用 料	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）使用料	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		信号網設備使用料	
		番号案内データベース及び番号案内設備使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		専用加入者線装置モジュール使用料	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備使用料	
		専用線ノード装置使用料	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路使用料	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路使用料	
		網改造料設備使用料	
	第一種指定設備利用部門		
租税公課	第一種指定設備管理部門	国税	印紙税 登録免許税 自動車重量税 地価税
		地方税	事業税 不動産取得税 自動車税 固定資産税 事業所税 都市計画税
		道路占用料	
	第一種指定設備利用部門	国税	
		地方税	
		道路占用料	
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	県間伝送設備使用料	
	第一種指定設備利用部門	加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	

（注）項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。

収 益

営業収益

科目	款（原価部門）	項	目
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末回線接続	
		端末系交換機接続	
		中継系交換機接続	
		信号網接続	
		番号案内接続	
		接続専用回線	
		接続データ伝送回線	
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	
	第一種指定設備利用部門	県間伝送設備使用料	
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門		
網改造料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末系交換設備	
		中継系交換設備	
		伝送路設備	
役務収入	第一種指定設備利用部門		

（注）項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。

作成者 東日本電信電話株式会社 財務部

作成日 2024年7月31日